

宮 城 県 震 災 復 興 計 画

～ 宮城・東北・日本の絆・再生からさらなる発展へ ～

(第 1 次案・事務局原案)

平成23年6月

宮 城 県

目 次

1 策定の趣旨	1 頁
2 基本理念	1 頁
3 基本的な考え方	2 頁
(1) 計画期間	
(2) 復興の主体	
(3) 対象地域	
(4) 進行管理	
4 緊急重点事項	4 頁
5 復興のポイント	7 頁
(1) 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築	
(2) 水産県みやぎの復興	
(3) 先進的な農林業の構築	
(4) ものづくり産業の早期復興による「富県宮城の実現」	
(5) 多様な魅力を持つみやぎの観光の再生	
(6) 地域を包括する保健・医療・福祉の再構築	
(7) 再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成	
(8) 災害に強い県土・国土づくりの推進	
(9) 宮城の未来を担う人材の育成	
(10) 復興を支える財源・制度・組織の構築	
6 分野別の復興の方向性	
(1) 環境・生活・衛生・廃棄物	19 頁
① 被災者の生活環境の確保	
② 廃棄物の適正処理	
③ 持続可能な社会と環境保全の実現	
(2) 保健・医療・福祉	21 頁
① 安心できる地域医療の確保	
② 未来を担う子どもたちへの支援	
③ だれもが住みよい地域社会の構築	

(3) 経済・商工・観光・雇用	23 頁
① ものづくり産業の復興	
② 商業・観光の再生	
③ 雇用の維持・確保	
(4) 農業・林業・水産業	25 頁
① 魅力ある農業・農村の復興	
② 活力ある林業の再生	
③ 新たな水産業の創造	
④ 一次産業を牽引する食産業の復興	
(5) 公共土木施設	27 頁
① 道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進	
② 海岸、河川などの県土保全	
③ 上下水道などのライフラインの復旧	
④ 沿岸市町をはじめとするまちの再構築	
(6) 教育	31 頁
① 安全・安心な学校教育の確保	
② 家庭・地域の教育力の再構築	
③ 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実	
(7) 防災・安全・安心	33 頁
① 防災機能の再構築	
② 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化	
③ 大津波等への備え	
④ 安全・安心な地域社会の構築	
7 沿岸被災市町・県全体の復興のイメージ	36 頁
(1) 沿岸被災市町の復興のイメージ	
(2) 県全体の復興のイメージ	
8 県の行財政運営の基本方針	40 頁
(1) 徹底した復興事業へのシフト・重点化	
(2) 財源確保対策	
(3) 事業展開の考え方	

1 策定の趣旨

平成23年3月11日に本県を襲った東北地方太平洋沖地震は、我が国観測史上最大規模の地震であり、大きな揺れによる被害とその後に続いた大津波により、本県沿岸部を中心に極めて甚大な被害を及ぼしました。また、沿岸部を中心に大きく地盤が沈下し、原形復旧による復興は極めて困難な状態となっています。

このように甚大な被害を被った本県として、どのように復興を果たしていくかということについては、4月11日に「宮城県震災復興基本方針（素案）」を県民の皆様に提示しました。さらに、5月2日に我が国を代表する学識経験者からなる「宮城県震災復興会議」を設置し御提言をいただくとともに、県民の意見を伺いながら、今後10年間の復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定することとしました。

本県を襲った未曾有の大災害から県民と力を合わせて復興を成し遂げていくためには、従来とは違った新たな制度設計や思い切った手法を取り入れていくことが不可欠です。このため、宮城県震災復興計画は、「提案型」の復興計画として策定しました。

2 基本理念

東日本大震災では、地震及び本県の沿岸全域を襲った津波によって多くの尊い命が失われるとともに、相当数の家屋が損壊・喪失し、さらに、鉄道・道路をはじめとする公共交通機関や電気、上下水道、燃料など生活に不可欠なライフライン・物流が破壊・寸断されるなど、我が国の戦後最大規模といわれる未曾有の被害が生じました。

本県では、震災直後の人命救助を皮切りに、懸命な捜索活動、避難所の確保や救援物資の輸送など、緊急的な対策に取り組んできました。しかし、厳しい状況に置かれている被災者をはじめ、県民の生活は、今なお不安定なものであることから、何よりもまず、生業の確保など被災者の方々の生活支援と被災地の復興に最優先に取り組み、県民生活を一日でも早く回復させる必要があります。また、県民の復興への意欲を高め、安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進める必要があります。

復興の担い手は県民一人ひとりであり、それぞれが復興活動に取り組んでいかなければならないことはもちろんですが、国・県・市町村、企業、団体、NPOなど、多様な活動主体が、総力を結集して活動に臨まなければ、ふるさと宮城の復興と発展を実現することはできません。その際、平成23年3月11日以前の状態へ回復させるという「復旧」だけにとどまらず、これからの県民生活のあり方を見据えて、県の農林水産業・商工業・製造業のあり方や、公共施設・防災施設の整備・配置などを抜本的に「再構築」することにより、県勢の発展を見据えた最適な基盤づくりを図っていくことが重要です。そして、災害からの復興にとどまらず、人口の減少、少子高齢化、環境保全、自然との共生、安全・安心な地域社会づくりなど現代社会を取り巻く諸課題を解決する先進的な地域づくりに取り組んでいく必要があります。

復興までの道のりは決して平坦なものではなく、むしろ高く険しいものとなります。しかし、復興に向けた取組を通して、宮城県民のみならず、東北が、そして日本全体が絆を深め、共に

手を携えて険しい道を歩んだ先には、必ず明るい未来が開けるはずです。10年後には、今回の震災から復興するために必要な新たな制度設計や手法を取り入れ、県民一丸となった復興を成し遂げることによって、壊滅的な被害からの復興モデルとなるよう、ふるさと宮城の再生とさらなる発展に向けて、全力で取り組みます。

基本理念1：災害に強く安心して暮らせるまちづくり

今回の災害の原因や被害を検証し、ハード・ソフト両面の対策を講じることにより、同等の災害が起こっても人命が失われることのないよう、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを目指します。

基本理念2：県民一人ひとりが復興の主体・総力を結集した復興

未曾有の大災害で犠牲になった方々への追悼の思いと、宮城・東北・日本の絆を胸に、県民一人ひとりが復興への役割を自覚し主体となるとともに、国・県・市町村・団体等が総力を結集して、県勢の復興とさらなる発展を図ります。

基本理念3：「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」

被災地の「復旧」にとどまらず、これからの県民生活のあり方を見据えて、県の農林水産業・商工業・製造業のあり方や、公共施設・防災施設の整備・配置などを抜本的に「再構築」することにより、最適な基盤づくりを図ります。

基本理念4：現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり

災害からの復興を図っていく中で、人口の減少、少子高齢化、環境保全、自然との共生、安全・安心な地域社会づくりなど現代社会や地域を取り巻く諸課題を解決する先進的な地域づくりを目指します。

基本理念5：壊滅的な被害からの復興モデルの構築

震災から10年後（平成32年度）には、新たな制度設計や思い切った手法を取り入れた復興を成し遂げることにより、壊滅的な被害からの復興モデルを構築します。

3 基本的な考え方

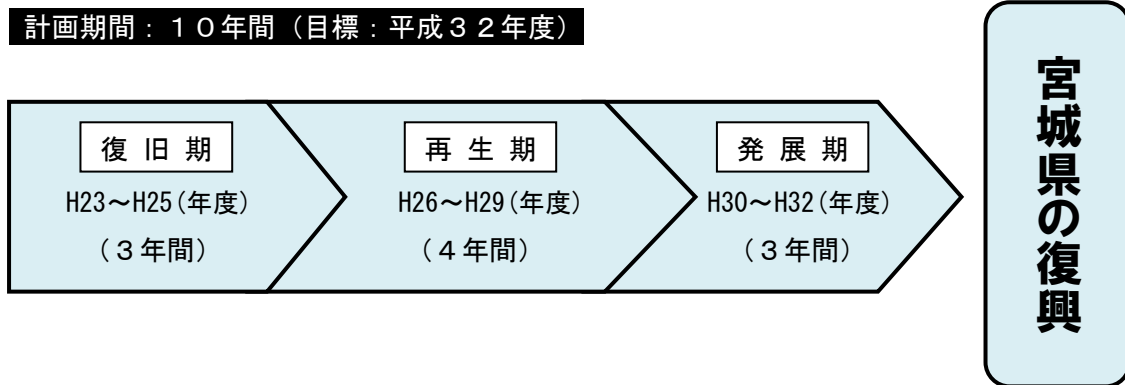
(1) 計画期間

県内の全域に甚大な被害が発生していることから、復興を達成するまでの期間をおおむね10年間とし、平成32年度を復興の目標に定めます。

さらに、全体10年間の計画期間を3期に区分し、被災者支援を中心に生活基盤や公共施設を復旧させる「復旧期」として3年間（H23～25年度）、直接の被災者だけでなく、震災の影響により生活・事業等に支障を来している方々への支援を更に充実していくとともに、本

県の再生に向けたインフラ整備などを充実させる「再生期」として4年間（H26～29年度）、県勢の発展に向けて戦略的に取組を推進していく「発展期」として3年間（H30～32年度）を、それぞれ設定します。

特に、復旧期の段階から、再生期・発展期に実を結ぶための復興の「種」をまき、ふるさと宮城の復興に結びつけます。



（2）復興の主体

復興活動は、国・県・市町村、企業、団体、NPOなど、多様な活動主体が互いに手を携え、共に歩いていくという連携・共助の精神を共有し、「絆」という人と人との結びつきを核として取り組んでいく必要があります。復興の主体は、あくまでも県民一人ひとりであり、民間はじめ様々な主体による復興に向けた事業や取組が幅広く進められていくことによって、復興事業相互の効果が相乗的に高まっていくこととなります。行政はこうした復興に向けた活動を、全力でサポートする体制を構築します。

（3）対象地域

今回の震災の物的・人的被害は、県内全域にわたり生じており、サプライチェーンの分断をはじめとした経済的被害も広範囲に及んだことから、震災被害のあった県内全域を計画の対象とします。

なお、特に、津波による人命や財産の被害が著しく甚大な沿岸被災市町については、ランドデザインの再構築を行い、新しいまちづくりに向けて重点的に取り組むエリアと位置付けます。

（4）進行管理

本計画の進行管理については、PDCAサイクルのマネジメント手法により、事業の執行状況や事業目的の達成状況について、県民に明らかにするとともに、外部有識者等の意見も取り入れながら評価を行い、その結果を具体的な復興の取組に反映することにより、計画の着実な推進を図ります。

4 緊急重点事項

被災者をはじめ、県民生活は今なお不安定な状態が続いており、県としても応急仮設住宅の建設をはじめ各種生活支援に取り組むなど、県民生活の一日でも早い回復に向け、緊急的な対応に取り組んでいるところです。

今後も引き続き被災者の方々の生活支援と被災地の復興に最優先に取り組む必要があることから、全県的に緊急対応が必要な以下の10項目を緊急重点事項として、国と連携し市町村とともに重点的に取り組みます。

(1) 被災者の生活支援

現在も、県内外に多数の避難者がおり、食料、日用品等の生活物資や生活拠点の確保が緊急的な課題となっていることから、必要な物資の確保を図るとともに、応急仮設住宅2万3千戸の建設や民間賃貸住宅の借り上げ、被災住宅の再建・補修など各種住宅支援を行うほか、県内外への集団避難について引き続き支援し、被災者の安定した生活を確保します。住宅の復興に当たっては、災害公営住宅を中心とする公的住宅供給を進めることにより、必要な住宅確保に努めます。

さらに、被災者の生活相談や心のケア、資金面などからの支援を行うとともに、避難所や応急仮設住宅における保健衛生の向上など幅広い生活支援を行います。

【主な事業】 応急救助事業、応急仮設住宅確保事業、災害公営住宅整備事業、生活福祉資金貸付事業、心のケアセンター事業

(2) 公共土木施設とライフラインの早期復旧

広域かつ甚大な被害が発生している公共土木施設とライフラインについては、各事業主体が丸となって、今後の災害復旧や復興へ向けた基盤となる道路、港湾、空港、鉄道をはじめ、県民の生活再建に不可欠な上下水道、電気、ガス、通信の復旧に引き続き取り組みます。また、地盤沈下した沿岸部を高潮等から防御するための海岸保全施設や、決壊した河川堤防等の緊急的な復旧を行います。

【主な事業】 災害復旧事業〔道路、港湾、空港、河川、海岸、砂防、流域下水道、広域水道〕

(3) 被災市町村の行政機能の回復

震災で甚大な被害を受けている市町村において、早急に必要な公共施設の整備や復興に従事する人員を確保するとともに、滅失した公文書の復元や、情報システムをはじめとする業務基盤の復旧を行うなど、国、県及び市町村が連携して行政体制や行政機能の早期回復を図ります。また、まちづくりなど復興のために新たに必要となる事務についても支援します。

【主な事業】 市町村の行政機能回復に向けた総合的支援（人的支援を含む）、災害復旧資金（貸付金）、復興まちづくり計画策定支援事業

（４）災害廃棄物の処理

津波被害により、陸域・海域に膨大な災害廃棄物が発生し、県民生活に重大な影響を与えていることから、市町村が自ら処理することが困難な場合は県が代行して災害廃棄物の処理を進め、１年以内に災害廃棄物を現場から一次仮置き場に撤去し、分別の上、おおむね３年以内に大規模な二次仮置き場に移動し一元的に処理します。

【主な事業】 災害等廃棄物処理事業

（５）教育環境の確保

震災で被害を受けた学校や社会教育・体育施設の早期復旧を図るとともに、被災地区校を中心に教職員などの人的体制を強化し、適正な教育の確保を図ります。また、被災した児童生徒に対し、奨学資金貸付等の就学支援や、適切な心のケアに努めるほか、通学困難な児童生徒に対する交通手段の確保に取り組みます。

【主な事業】 県立学校施設災害復旧事業、被災児童生徒等就学支援事業、教育相談充実事業

（６）保健・医療・福祉の確保

被災者の健康を確保するとともに、沿岸部を中心に病院、診療所等の機能が停止していることから、地域の連携のもと、ハード・ソフト両面から緊急に医療の提供体制を整備するとともに、地域医療の復興を円滑に進めるため、医療従事者の流出防止に取り組みます。また、被災者が必要な医療を安心して受けることができるよう、医薬品の提供体制の整備や医療保険の円滑な運営等に努めます。

あわせて、震災で親を失った子どもなどに対して、県内の里親による保護・養育などの支援を行うとともに、震災で甚大な被害を受けた老人福祉施設等の復旧をはじめ、高齢者や障害者などに対する支援体制を整えます。

【主な事業】 医療施設等災害復旧支援事業、被災地の診療確保事業（仮設診療所整備）、医療従事者確保・流出防止支援事業、老人福祉施設等災害復旧支援事業、健康支援事業、サポートセンター等整備事業

（７）雇用・生活資金の確保

沿岸部では、中小企業を中心に、工場の操業停止や事業縮小に追い込まれる事業者が多数に上り、従業員の解雇、休業や新規学卒者の内定取消し等の雇用問題や、被災した漁業者や農業者等の生活再建などの問題が深刻化していることから、被災した企業に対して雇用を維持するための支援を行うとともに、被災した漁業者や農業者等を復興事業等で積極的に雇用

するなど、被災者の雇用と生活資金の確保を進めます。

【主な事業】 雇用維持対策事業，緊急雇用創出事業，勤労者地震災害特別融資制度

(8) 農林水産業の初期復興

沿岸部の主要な漁港・漁場と農林業地域に堆積したがれき等については、早急に撤去するとともに、農地の除塩対策を進めるなど、漁港・漁場の機能と農林業の生産基盤の回復を図ります。また、被災した農林水産業者を対象とした経営・金融相談を実施し、事業再開・再建に向けた支援を強化するとともに、被災を免れた産地と関係団体等が連携して、緊急的に農林水産物の供給維持等に取り組み、安定した供給体制の構築を目指します。

【主な事業】 東日本大震災災害復旧事業（県営災，農地災，施設災），農林水産業共同利用施設災害復旧事業，東日本大震災農業生産対策事業，林業・木材産業施設早期再開支援事業，林業・木材産業活力維持緊急支援事業，東日本大震災に係る農林漁業制度資金利子・保証料助成事業，漁場生産力回復支援事業，みやぎの漁場再生事業，水産都市活力強化対策支援事業，漁船漁業構造改革促進支援事業

(9) 商工業の復興

沿岸部を中心に商店や工場施設等は甚大な被害を受けたことから、仮設店舗・工場等での事業開始のための支援や本格的な事業再開に向けた店舗・工場等の復旧・整備支援を行います。また、商業・生産活動に支障を来している中小事業者等に対し、相談体制を充実させるとともに、事業の維持・再開に向けた総合的な金融・経営支援を講じ、地域経済を牽引する商工業の早期復興を目指します。

【主な事業】 中小企業組合等共同設備等災害復旧費補助金，中小企業等復旧・復興支援事業費補助金，中小企業経営安定資金等貸付金

(10) 安全・安心な地域社会の再構築

震災で著しく低下した消防防災機能の早期回復を行うとともに、防災施設・設備の復旧を行い、行政や防災関係機関などにおける防災体制の見直しを図ります。また、女川原子力発電所周辺地域における放射能等監視体制と、全庁的な原子力災害対応体制の再構築を図ります。

さらに、震災で被災した警察署，交番，駐在所等警察施設の早期回復に併せ、警察施設に防災拠点としての機能を持たせるなどの機能強化を図るとともに、緊急車両等装備品を補充・確保するほか、防犯及び安全かつ円滑な交通環境に配慮した安全・安心な地域社会の再構築を図ります。

【主な事業】 石油コンビナート等防災対策事業，防災活動資機材整備事業，交通安全施設復旧整備事業，各種警察活動装備品等整備事業

5 復興のポイント

復興を進めていくに当たっては、従来とは違った新しい制度設計や思い切った手法を積極的に取り入れて、復旧にとどまらない抜本的な「再構築」を行い、産学官の連携なども活用しながら、先進的な地域づくりを行っていく必要があります。このため、以下の10項目を復興計画実現のためのポイントとし、その実現に向けて国へ提案・要望するとともに、県民や市町村と一体となった取組を推進していきます。

(1) 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築

本県沿岸部に位置する市町は地震による被害に加え、大規模な津波により壊滅的な被害を受けました。このため、高台移転、職住分離、津波への多重防御など、沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進します。

(2) 水産県みやぎの復興

震災により水産業に関連する生産基盤や関連産業は壊滅的な被害を受けました。また、漁業者の高齢化などが進む厳しい状況下においては、これまでの水産業の「原形復旧」は極めて困難です。このため、本県水産業の復興と発展に向けて、「原形復旧」にとどまらず法制度や経営形態、漁港のあり方等を見直し、新しい水産業の創造と水産都市の再構築を推進します。

(3) 先進的な農林業の構築

農業は、沿岸部を中心に農地の冠水や施設の損壊など甚大な津波被害を受けており、被災以前と同様の土地利用や営農を行うことは困難です。このため、土地の利用調整を行いながら農地の集約化や経営の大規模化、作目転換等を通じて農業産出額の向上を図るとともに、6次産業化を積極的に進めるなど、競争力のある農業の再生、復興を推進します。あわせて、木材産業の早期再建を進め、活力ある林業の再生を図ります。

(4) ものづくり産業の早期復興による「富県宮城の実現」

ものづくり産業は、沿岸部を中心に甚大な被害を受け、また、本県の産業集積の中核をなす自動車関連産業や高度電子機械産業においては、地震による直接的被害とサプライチェーンの障害の影響により、震災以前の取引関係を維持することが困難な状況にあります。このため、早急に生産活動を震災以前の水準に戻すことが必要不可欠であり、早期復興に向けた支援や自動車関連産業等の更なる誘致を進めるとともに、次代を担う新たな産業の集積・振興等を図り、地域特性を活かしたものづくり産業のグランドデザインを再構築し、第1次産業から第3次産業までバランスのとれた産業構造を創造します。

(5) 多様な魅力を持つみやぎの観光の再生

本県の代表的な景勝地の一つである松島や被害の比較的少なかった内陸部等が中心となっ

て観光復興の取組が進められていますが、風評被害、交通インフラの未復旧等により観光客は大きく減少しています。このため、観光情報の発信や、交通インフラの復旧・充実を図るとともに、DC（デスティネーションキャンペーン）等の誘客キャンペーンの実施、インバウンド（外国人旅行客の誘致）への対応強化、新たな観光ルートの構築、震災の経験を活かした観光振興の取組等を推進し、多様な魅力を有するみやぎの観光を再生します。

（6）地域を包括する保健・医療・福祉の再構築

医療・福祉施設は沿岸部を中心に大きな被害を受けました。このため、医療・福祉施設の早期復旧とともに、県全体での保健・医療・福祉提供体制の再構築を推進します。あわせて、被災施設の立地、広域的医療体制の重要性、地域コミュニティにおける連携の重要性等の教訓を十分踏まえるとともに、生産年齢人口の減少や高齢者の増加を見据えて、子どもから高齢者までだれもが安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

（7）再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成

原子力発電所の稼働停止の影響によるエネルギー確保の問題から、今後、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの導入や、エネルギー性能の高い設備への転換など、クリーンエネルギーを最大限活用していくことが課題となっています。このため、被災地の復興に当たっては、新たな都市基盤にクリーンエネルギーの活用を組み込んだまちづくりを積極的に推進します。

（8）災害に強い県土・国土づくりの推進

今回の震災により、被災地だけでなく、一極集中型の国土構造や社会システムの脆弱性が明らかになりました。このため、耐災性の高い多重型交通ネットワーク、確実性の高い災害情報収集・伝達体制の整備等の推進と併せて、中核的な広域防災拠点の設置や国の危機管理代替機能の整備について提言していきます。

（9）宮城の未来を担う人材の育成

震災後の宮城の復興を実現し、持続可能な地域社会をつくっていくために何より必要なのは、未来を担う人材の育成です。このため、被災地の教育環境の整備と子どもたちの心のケアや防災教育の充実を図ります。また、子どもたちに他者や社会との関わりを再認識させた今回の震災の経験を生かしながら、本県独自の「志教育」を一層推進し、郷土の発展を支える人材を育成します。

（10）復興を支える財源・制度・組織の構築

復興には多額の経費を要し、柔軟な制度運用が必要となります。このため、今回の震災を踏まえた新たな財源確保策や、東日本復興特区の創設について国に提言していきます。あわせて、今回の震災は被災地域が複数県にまたがる未曾有の広域災害であることから、被災県・被災市町村の枠を超えた連携体制を確立します。

復興のポイント1. 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築

■ ねらい

本県沿岸部に位置する市町は地震による被害に加え、大規模な津波により壊滅的な被害を受けました。このため、高台移転、職住分離、津波への多重防御など、沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進します。

■ 具体的な取組

○高台移転，職住分離

- ・ 住宅をはじめ、学校や病院などの施設を高台に移転し、職住分離を図るとともに、水産業や観光業などが主要産業である沿岸部については、地域の状況に応じて高台から通勤することで安全を確保します。

○津波への多重防御

- ・ 幹線道路や鉄道などの交通インフラを高盛土構造とし、堤防機能を付与するとともに、防潮堤の背後に防災緑地を設けるなど、津波への多重防御構造を構築します。

○安全な避難場所と避難経路の確保

- ・ 津波避難ビル、タワーの建設や学校の防災機能の充実・強化などにより、安全な避難場所と避難経路を確保します。また、観光客などのビジターも含め、適切に避難誘導できる体制を構築します。

○まちづくり支援

- ・ 市町の意向を把握しながら、各地域の被災状況や地域特性を考慮した「復興まちづくり計画」を作成し、壊滅的な被害を受けた沿岸被災市町の復興まちづくりを支援します。
- ・ コミュニティの維持、少子高齢化社会への対応等について、新たな住まいづくりを提案し、実現します。

○まちづくりプロセスの確立

- ・ 自治体と住民が協働して、社会資本の整備や景観の形成などのコンセプトを具体化していく復興まちづくりのプロセスを確立します。

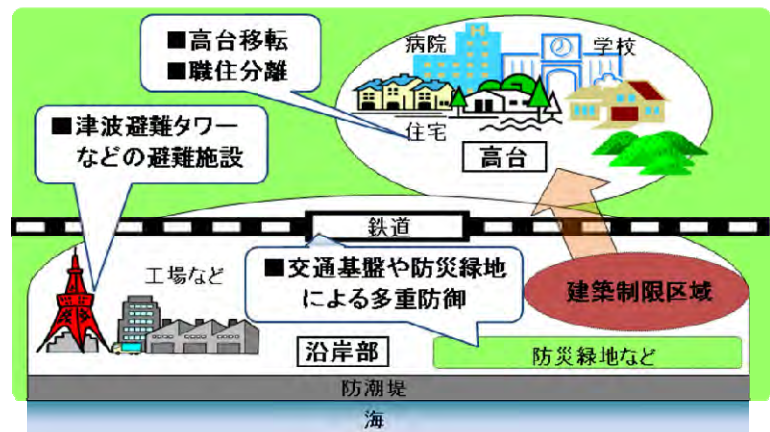
○「命の道」となる道路の整備促進

- ・ 今回の震災において、救急救命活動や緊急物資輸送など重要な役割を果たした三陸縦貫自動車道や常磐自動車道について加速的な整備促進を図るとともに、半島部などの集落をつなぐ国道や県道についても災害に強い道となるよう整備を進めます。

■ 検討すべき課題

- ・ まちづくりに向けた新たな制度創設や規制緩和
- ・ 新たな土地利用に伴う土地所有権の課題等の整理
- ・ 地域住民の合意形成

【 高台移転・職住分離・多重防御のイメージ 】



復興のポイント2. 水産県みやぎの復興

■ ねらい

震災により水産業に関連する生産基盤や関連産業は壊滅的な被害を受けました。また、漁業者の高齢化などが進む厳しい状況下においては、これまでの水産業の「原形復旧」は極めて困難です。このため、本県水産業の復興と発展に向けて、「原形復旧」にとどまらず法制度や経営形態、漁港のあり方等を見直し、新しい水産業の創造と水産都市の再構築を推進します。

■ 具体的な取組

○水産業集積地域、漁業拠点の集約再編

- ・ 水産業集積拠点を再構築し、漁港を3分の1程度に集約再編しつつ、拠点となる地域の機能を優先的に復旧します。
- ・ 流通加工団地等の漁港背後地を一体的に整備し、水産業関連産業の集積を図ります。

○新しい経営形態の導入

- ・ 漁船漁業・水産加工業等の早期の復旧・復興に向けて、直接助成制度の創設を国に求めます。
- ・ 沿岸漁業・養殖業の振興に向けて、施設の共同利用、協業化等の促進や民間資本の活用など新たな経営組織の導入を推進します。

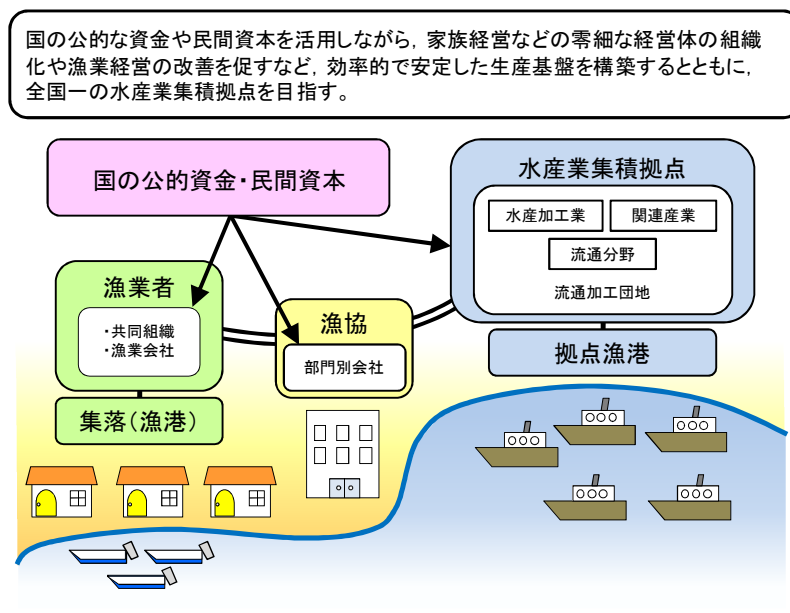
○競争力と魅力ある水産業の形成

- ・ 水産業の集積度と付加価値の向上に向けて、漁業を中心とした産業の集積・高度化に努めます。関連産業との連携のもとに流通体系を再整備し、水産加工品のブランド化、6次産業化等の取組を推進します。

■ 検討すべき課題

- ・ 漁船、養殖施設、加工施設等の基盤を国が一定期間直接助成するスキームの創設
- ・ 民間資本導入の促進に資する「宮城県水産業復興特区」の創設

【水産業再構築のイメージ】



復興のポイント3. 先進的な農林業の構築

■ ねらい

農業は、沿岸部を中心に農地の冠水や施設の損壊など甚大な津波被害を受けており、被災以前と同様の土地利用や営農を行うことは困難です。このため、土地の利用調整を行いながら農地の集約化や経営の大規模化、作目転換等を通じて農業産出額の向上を図るとともに、6次産業化を積極的に進めるなど、競争力のある農業の再生、復興を推進します。あわせて、木材産業の早期再建を進め、活力ある林業の再生を図ります。

■ 具体的な取組

○新たな時代の農業・農村モデルの構築

- ・ 津波で甚大な被害を受けた地域を中心に、土地の利用調整を行いながら農地の集約化や経営の大規模化を進めるとともに、稲作から施設園芸への転換や畜産の生産拡大を推進し、農業産出額の向上を図ります。

○民間投資を活用したアグリビジネスの振興支援

- ・ 民間企業との提携等により、食品・流通・観光など他産業のノウハウを取り込み、付加価値と成長性の高いアグリビジネスの振興を支援します。

○緑地・公園化等のバッファゾーン（緩衝地帯）の設定

- ・ 地盤沈下などのため復旧が著しく困難な農地等については、国が土地を買い上げ、バッファゾーンとなる緑地・国営公園（津波除け千年松山等）としての整備を推進します。

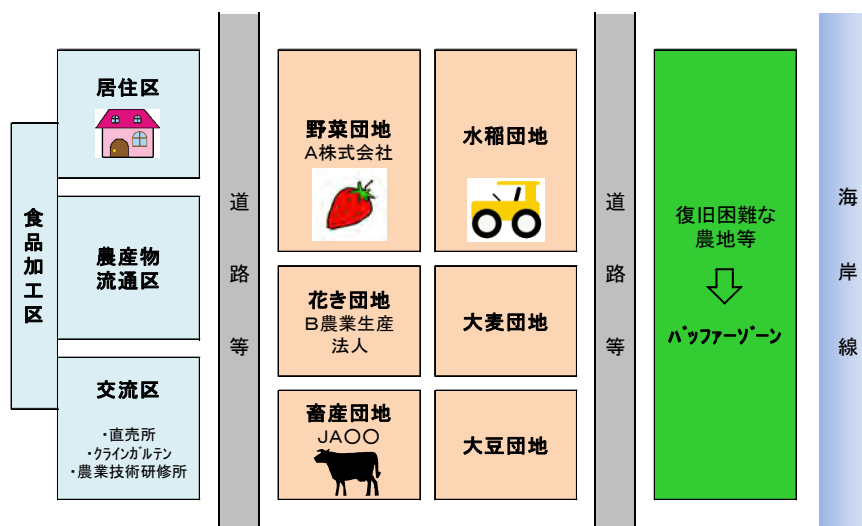
○木材産業の早期再建と活力ある林業の再生

- ・ 沿岸地域の合板製造業や製材業の早期復旧とともに、県産材の供給体制の強化を図り、森林整備と一体となった活力ある林業の再生を図ります。また、木質バイオマスなど再生エネルギーの導入・活用を進めます。

■ 検討すべき課題

- ・ 浸水農地の利活用方法及びゾーニングの検討
- ・ 農地の集約化や経営の大規模化等に向けた制度創設，規制緩和及び税制優遇措置の実施
- ・ 農業の活性化を可能にするための民間投資の拡大

【効率的なゾーニングのイメージ】



復興のポイント4. ものづくり産業の早期復興による「富県宮城の実現」

■ ねらい

ものづくり産業は、沿岸部を中心に甚大な被害を受け、また、本県の産業集積の中核をなす自動車関連産業や高度電子機械産業においては、地震による直接的被害とサプライチェーンの障害の影響により、震災以前の取引関係を維持することが困難な状況にあります。このため、早急に生産活動を震災以前の水準に戻すことが必要不可欠であり、早期復興に向けた支援や自動車関連産業等の更なる誘致を進めるとともに、次代を担う新たな産業の集積・振興等を図り、地域特性を活かしたものづくり産業のグランドデザインを再構築し、第1次産業から第3次産業までバランスのとれた産業構造を創造します。

■ 具体的な取組

○早期の事業再開に向けた環境整備

- ・ 仮事務所・工場の斡旋や工場・設備等の復旧・整備支援，被災工場の県内移転の促進等の事業環境を整備します。

○事業継続を支える物流基盤の強化

- ・ 高速道路の整備促進や空港・港湾など広域物流拠点の早期復旧と防災・減災機能を強化した物流基盤を構築します。

○自動車関連産業等の更なる振興と企業誘致の展開

- ・ 道路・港湾等の産業基盤の健全性をアピールし，自動車関連産業や高度電子機械産業等の企業誘致活動を展開するとともに，地元企業の取引拡大等に向けた支援を行うなど，更なる産業集積を図ります。

○次代を担う新たな産業の集積・振興

- ・ クリーンエネルギーや環境，医療等の本県の経済・産業の発展に資する新たな産業分野の集積に向け，企業誘致活動の展開や地元企業の参入・取引創出などに取り組みます。

○グローバルな産業エリアの創出

- ・ 東北大学をはじめとする世界レベルの知的資源を有する研究機関や企業と連携したグローバルな産業エリアを創出します。

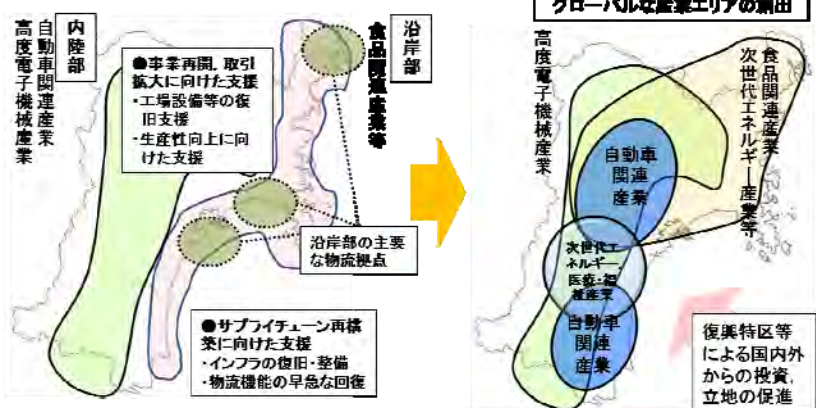
○新たな産業振興等による雇用機会の創出

- ・ これらの取組により安定した雇用の場の創出を図るとともに，産学官連携による人材育成に取り組み，多様な雇用機会の創出による臨時的雇用から正規雇用への移行に努めます。

■ 検討すべき課題

- ・ 中小企業等の二重債務問題に対する国の支援制度の導入
- ・ 新たな産業集積分野への投資や企業進出を促進するための特区制度等の仕組みの創設

【産業集積のイメージ】



復興のポイント5. 多様な魅力を持つみやぎの観光の再生

■ ねらい

本県の代表的な景勝地の一つである松島や被害の比較的少なかった内陸部等が中心となって観光復興の取組が進められていますが、風評被害、交通インフラの未復旧等により観光客は大きく減少しています。このため、観光情報の発信や、交通インフラの復旧・充実を図るとともに、DC（デスクティネーションキャンペーン）等の誘客キャンペーンの実施、インバウンド（外国人旅行客の誘致）への対応強化、新たな観光ルートの構築、震災の経験を活かした観光振興の取組等を推進し、多様な魅力を有するみやぎの観光を再生します。

■ 具体的な取組

○的確な観光情報発信

- ・ 本県の観光の安全・安心に関する情報、観光復興情報を発信し、風評被害や観光自粛ムードの払拭を図り、県内への誘客を促進します。

○観光客の利便性、安全・安心を確保する広域交通網の構築

- ・ 空港の早期通常運航や道路など観光地を結ぶ交通インフラの充実及び耐災性の向上を図り、観光客の利便性、安全・安心の確保を進めます。

○官民連携による仙台・宮城DCの展開

- ・ 官民で構成される仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会が主体となって、本県への誘客キャンペーンを平成25年4月～6月に実施します。

○MICE（国際会議等）の誘致

- ・ 誘客活動等の実施によりインバウンドを促進するとともに、国内外からMICE（国際会議等）を誘致します。

○広域観光ルートの再構築

- ・ 東北の有する歴史、自然等の観光資源を活かし、また、「三陸復興国立公園（仮称）」再編の動きも踏まえて、東北各県や県内市町村と連携して魅力ある広域的な観光ルートを再構築します。

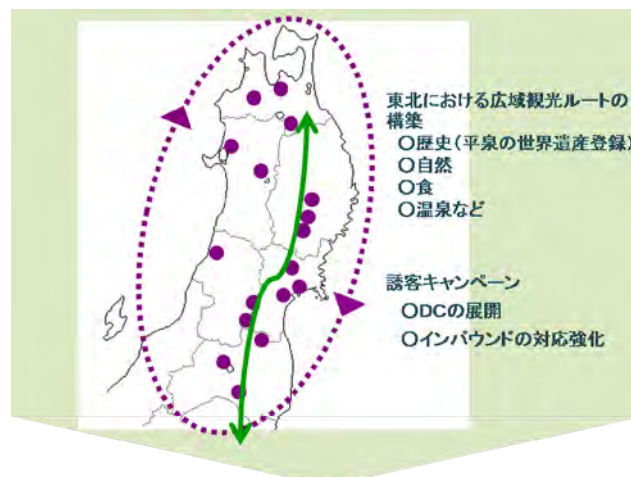
○震災についての学習・研修を目的とする旅行の誘致

- ・ 震災の経験・復興のあゆみを伝えるための施設、コンテンツ、プログラム等を整備し、国内外から震災についての学習・研修を目的とする旅行を誘致します。

■ 検討すべき課題

- ・ 被災した観光施設の復旧・観光資源の再生及び新しい観光資源の創出

【広域観光ルートの形成のイメージ】



復興のポイント6. 地域を包括する保健・医療・福祉の再構築

■ ねらい

医療・福祉施設は沿岸部を中心に大きな被害を受けました。このため、医療・福祉施設の早期復旧とともに、県全体での保健・医療・福祉提供体制の再構築を推進します。あわせて、被災施設の立地、広域的医療体制の重要性、地域コミュニティにおける連携の重要性等の教訓を十分踏まえるとともに、生産年齢人口の減少や高齢者の増加を見据えて、子どもから高齢者までだれもが安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

■ 具体的な取組

○保健医療福祉施設の適正配置と機能連携

- ・ 新しいまちづくりを想定した病院・診療所・福祉施設等の適正な配置と、相互の連携による地域包括ケアシステムを確立します。

○ICT（情報通信技術）を活用した医療連携の構築

- ・ 医療従事者の不足が懸念される中、ICTを活用した地域医療連携システムを構築し、県内どこでも安心して医療が受けられる体制を構築します。
- ・ 医療・介護等における情報の共有を図り、慢性期疾患患者の医療や介護ケアの継続・連携を強化します。

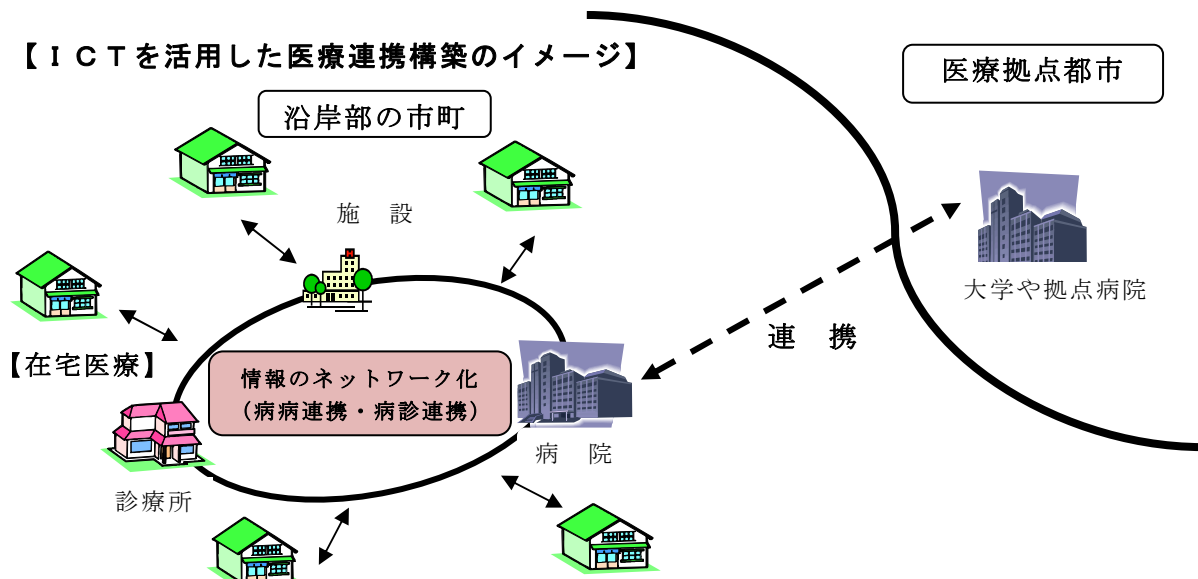
○被災者へのケア体制の充実

- ・ 震災で親を失った子どもを適切に保護・養育するとともに、各世代における心のケアの充実を図ります。
- ・ 子ども・障害者・高齢者等の要援護者へ保健活動、訪問看護等の支援を行います。
- ・ 応急仮設住宅にサポートセンターを設置し、市町村、医療・福祉関係団体、地域コミュニティ等がケア体制を構築し、復興住宅、再構築された地域の地域包括ケアシステムにつなげていきます。

■ 検討すべき課題

- ・ 新たな医療・福祉システムの構築のための規制緩和
- ・ 医療・福祉等従事者の流出防止と育成・確保

【ICTを活用した医療連携構築のイメージ】



復興のポイント7. 再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成

■ ねらい

原子力発電所の稼働停止の影響によるエネルギー確保の問題から、今後、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの導入や、エネルギー性能の高い設備への転換など、クリーンエネルギーを最大限活用していくことが課題となっています。このため、被災地の復興に当たっては、新たな都市基盤にクリーンエネルギーの活用を組み込んだまちづくりを積極的に推進します。

■ 具体的な取組

○環境に配慮したまちづくりの推進

- ・ エネルギー性能の高い設備の導入や、太陽光発電、バイオマスエネルギー等を活用した電力の確保によるライフラインの複線化を支援し、災害に強く環境に配慮したまちづくりを推進します。

○復興住宅における太陽光発電の全戸整備

- ・ 被災した住宅の再建や復興住宅の建設に当たり、太陽光発電を積極的に導入するほか、燃料電池や蓄電池なども備えた自立・分散型エネルギーハウスの普及促進を図ります。

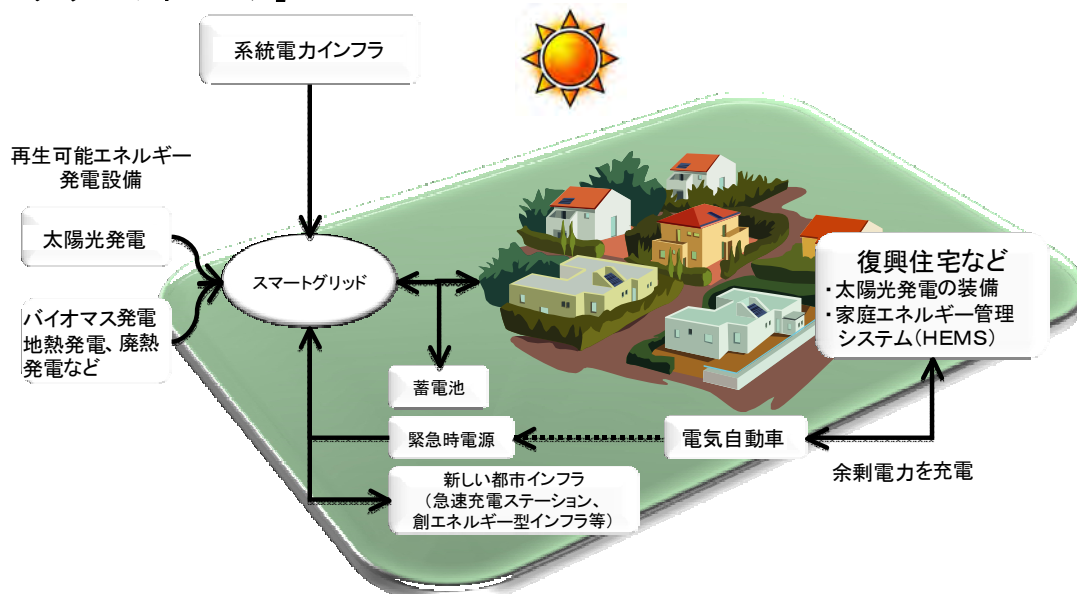
○スマートグリッドやコジェネレーションによる先進的な地域づくり

- ・ 太陽光発電などの分散型エネルギーを、自律的かつ効率的に地域全体で共有するための機能や、国の電力買取の優遇制度を活用し、脱化石燃料の推進や再生可能エネルギーの活用における先進的な地域を目指します。

■ 検討すべき課題

- ・ クリーンエネルギー、スマートグリッドの普及啓発
- ・ 再生可能エネルギー導入に係る諸規制の緩和
- ・ 設備導入に当たっての国の支援措置、設置者の負担軽減
- ・ エネルギー関連企業や電気事業者との協働、省エネ関連企業の研究開発

【エコタウンのイメージ】



復興のポイント8. 災害に強い県土・国土づくりの推進

■ ねらい

今回の震災により、被災地だけでなく、一極集中型の国土構造や社会システムの脆弱性が明らかになりました。このため、耐災性の高い多重型交通ネットワーク、確実性の高い災害情報収集・伝達体制の整備等の推進と併せて、中核的な広域防災拠点の設置や国の危機管理代替機能の整備について提言していきます。

■ 具体的な取組

○耐災性の高いライフライン・物流システムの構築

- ・ 災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、道路、港湾、空港などの県土の骨格となる重要な交通インフラの整備を着実に進めるとともに、多重性を重視した耐災性の高い電気、ガス、水道、燃料、ICTなどのライフライン及び物流システムを構築します。

○防災体制の再構築

- ・ 地域防災拠点の再整備、情報の伝達や収集の仕組みづくり、避難体制の確立など防災体制全般を見直し、再構築を図ります。
- ・ 女川原子力発電所周辺地域における放射能等監視体制と全庁的な原子力災害対応体制の再構築を行います。
- ・ 震災復興に重要な役割を果たす自衛隊との協同体制や警察機能を充実・強化します。

○広域防災拠点の設置

- ・ 広域災害に対して、救援物資の中継や後方支援などの機能のほか、直ちに東北エリアをカバーして現地の司令塔となる中核的な広域防災拠点の設置について国に提言します。

○東北地方への危機管理代替機能の整備

- ・ 国の災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな機能代替が可能となるよう、首都圏から近い東北地方に危機管理代替機能を整備することを国に提言します。

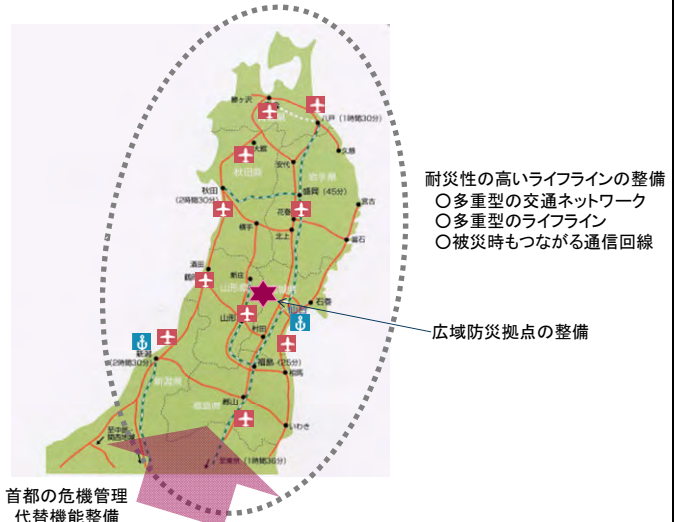
○復興祈念施設の整備

- ・ 災害教育・研究拠点としても機能する「復興祈念公園」の整備を国に提言するとともに、市町村が設置する施設の整備を支援します。

■ 検討すべき課題

- ・ 中核的な広域防災拠点整備と危機管理代替機能整備についての国における制度設計
- ・ 東北6県の広域的なネットワークの形成

【広域防災体制のイメージ】



復興のポイント9. 宮城の未来を担う人材の育成

■ ねらい

震災後の宮城の復興を実現し、持続可能な地域社会をつくっていくために何より必要なのは、未来を担う人材の育成です。このため、被災地の教育環境の整備と子どもたちの心のケアや防災教育の充実を図ります。また、子どもたちに他者や社会との関わりを再認識させた今回の震災の経験を生かしながら、本県独自の「志教育」を一層推進し、郷土の発展を支える人材を育成します。

■ 具体的な取組

○心のケアと防災教育の充実

- ・ 震災による精神的ショック等に的確に対応するため、児童生徒の心のケアに努めます。また、学校教育の場において、今回の教訓を踏まえながら、防災教育を充実します。

○志教育の推進

- ・ 家庭や地域・企業等と協働し、子どもたちが、社会において将来果たすべき役割を主体的に考え、より良い生き方を目指し、その実現に向けて意欲的に取り組む姿勢を育みます。

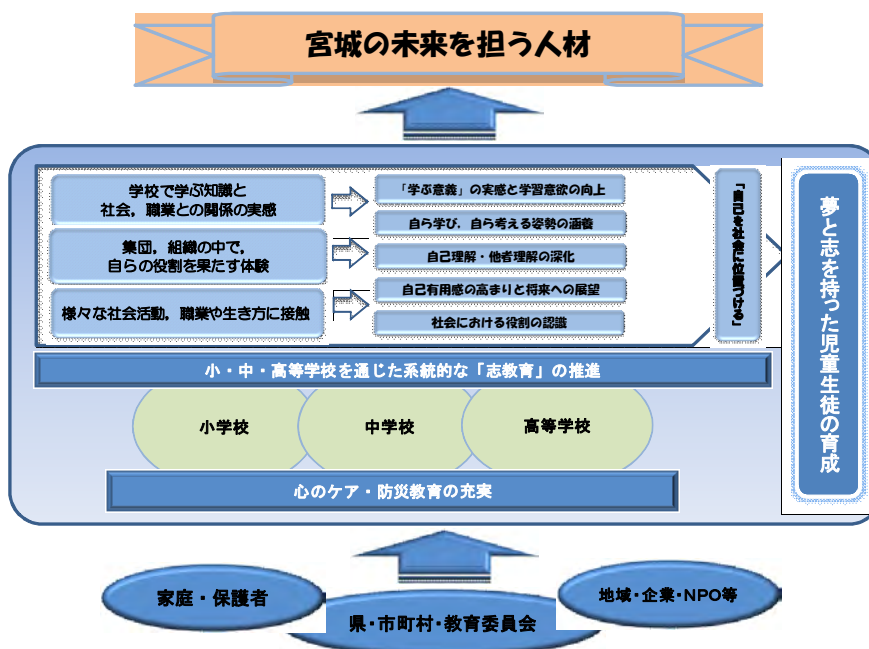
○宮城の復興を担う人材の育成

- ・ 本県の今後の産業構造を見据えながら、復興に必要な農林水産業、ものづくり産業、医療福祉などの人材の育成を強化します。

■ 検討すべき課題

- ・ 心のケア等を充実するための条件整備
- ・ 志教育推進のための地域・企業等との連携体制づくり
- ・ 本県復興の担い手育成のための仕組みづくり

【人材育成のイメージ】



復興のポイント 10. 復興を支える財源・制度・組織の構築

■ ねらい

復興には多額の経費を要し、柔軟な制度運用が必要となります。このため、今回の震災を踏まえた新たな財源確保策や、東日本復興特区の創設について国に提言していきます。あわせて、今回の震災は被災地域が複数県にまたがる未曾有の広域災害であることから、被災県・被災市町村の枠を超えた連携体制を確立します。

■ 具体的な取組

○ 必要な財源の確保

- ・ 恒久的で全国民、全地域が対象となる災害対策のための間接税である災害対策税の創設や民間の投資を促す制度の創設、復興国債の活用、災害復興基金などの財源確保策を国に求めます。

○ 「東日本復興特区」の創設

- ・ 被災地を対象として、包括的に民間投資の促進や集団移転の円滑化などのための思い切った規制緩和、予算や税制面の優遇措置などを盛り込んだ特区の創設を国に対し提言します。

○ 「大震災復興広域機構」の設立

- ・ 全国の地方自治体による職員派遣や国による東日本大震災復興構想との調整など、被災県（岩手県、宮城県、福島県）共通の課題に対し、効率的で実効性のある対応を行うため、国、被災県、被災市町村で構成される「大震災復興広域機構」の設立を推進します。

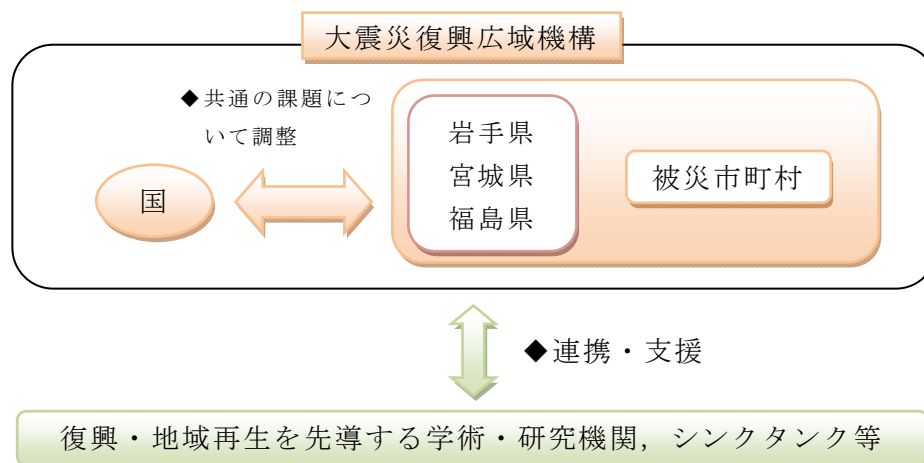
○ 復興・地域再生を先導する学術・研究機関やシンクタンク等との連携

- ・ 復興・地域再生を先導する研究に戦略的・組織的に取り組む、東北大学の「災害復興新生研究機構」をはじめとする学術・研究機関やシンクタンク等との連携を行います。

■ 検討すべき課題

- ・ 各種財源確保策についての、国における制度設計、国民の合意形成
- ・ 大震災復興広域機構の設立についての関係機関の合意形成
- ・ 実効性のある特区制度の創設

【連携のイメージ】



6 分野別の復興の方向性

震災・津波被害は甚大で、県民生活の全般にわたって極めて大きな影響を与えていることから、県政全般について分野毎の復興の基本的な方向性を以下のとおりとします。

施策を展開する上で、県全体の産業振興のあり方や公共施設・防災施設の整備・配置などを抜本的に見直し、被災地を中心に基盤づくりを図る必要があることから、全体10年間の計画期間を3期に区分し、被災者支援を中心に生活基盤や公共施設を復旧させる「復旧期」として3年間（H23～25年度）、直接の被災者だけでなく、震災の影響により生活・事業等に支障を来している方々への支援を更に充実していくとともに、本県の再生に向けたインフラ整備などを充実させる「再生期」として4年間（H26～29年度）、県勢の発展に向けて戦略的に取組を推進していく「発展期」として3年間（H30～32年度）を、それぞれ設定し、各段階を踏まえて効果的な施策の展開を図ります。

なお、最終的には、本県の長期総合計画である「宮城の将来ビジョン」に掲げた「富県宮城の実現」、「安心と活力に満ちた地域社会づくり」、「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」の政策推進の基本方向に基づき、県民が県勢の発展を実感できる地域社会を実現していきます。

（1）環境・生活・衛生・廃棄物

環境・生活・衛生・廃棄物の分野においては、被災者の生活再建を進め、安心して暮らすことのできる良好な生活環境を確保するとともに、環境保全など現代社会を取り巻く諸課題に対応した社会の形成を目指し、以下のとおり「被災者の生活環境の確保」、「廃棄物の適正処理」及び「持続可能な社会と環境保全の実現」を柱として取組を進めます。

① 被災者の生活環境の確保

復旧期においては、厳しい避難生活を強いられている多数の避難者に対して、食料品、日用品など必要な物資を確保するとともに、避難所における生活改善を図るため、避難所の保健衛生の向上に取り組むほか、避難所生活者の体調管理等を行います。また、避難者の生活拠点の確保のため、応急仮設住宅を2万3千戸建設するとともに、民間賃貸住宅や公営住宅等も利用しながら、必要な戸数を提供します。あわせて、被災建築物の応急危険度判定や再建・補修及び土地区画整理事業地内の住宅未分譲地の利活用など、各種住宅支援を行うほか、県内外への集団避難についても引き続き支援し、被災者の安定した生活を確保します。

なお、応急仮設住宅の入居者のケアと地域コミュニティの維持・再構築のため、応急仮設住宅にはコミュニティスペースを設けるとともに、入居する高齢者や障害者、子どもなどを幅広くサポートする体制を整えます。また、生活・住宅・雇用等の生活支援全般にわたる被災者からの相談に応じるとともに、生活資金の支援や消費生活情報の提供など、被災者の生活再建に向けた取組を進めます。住宅の復興に当たっては、災害公営住宅を中心とする公的住宅供給を進めることにより、必要な住宅確保に努めます。

さらに、壊滅的な被害を受けた離島航路や第三セクター鉄道などの地域生活交通につい

ては、関連施設の復旧に取り組みます。特に、離島航路については、離島住民の唯一の公共交通であることから、運航の再開等に向けた支援を行います。

再生期においては、市町村との連携のもと必要な住宅再建支援を継続するとともに、応急仮設住宅の居住者や県内外に移転していた被災者が帰郷して新たな生活を始めるに当たり、生活・雇用に係る相談窓口を設置するなど、引き続き被災者に対して生活支援を行い、被災者の生活再建を図るとともに、地域コミュニティを再構築します。

発展期においては、自然、歴史、文化等の地域資源や、地域の創意工夫を生かした地域主体のまちづくりを支援し、やすらぎや潤いのある生活空間を創造するとともに、地域コミュニティの絆を深め、安心して暮らすことのできる良好な生活環境を確保します。

【主な事業】

応急救助事業、応急仮設住宅確保事業、災害公営住宅整備事業、地域支え合い体制づくり事業、サポートセンター等整備事業、健康支援事業、災害ボランティアセンター支援事業、生活福祉資金貸付事業、離島航路復旧費補助事業、被災地域代替生活交通確保支援事業、地域コミュニティ再構築『絆』事業、被災施設再建支援事業

② 廃棄物の適正処理

復旧期においては、津波被害により陸域・海域に発生した膨大な量の災害廃棄物の処理を迅速かつ適切に実施するため、市町村が自ら処理することが困難な場合は、県が代行して、災害廃棄物の処理を進めます。また、処理に係る期間については、1年以内に災害廃棄物を現場から一次仮置き場に撤去し、分別の上、おおむね3年以内に大規模な二次仮置き場に移動し一元的に処理します。

再生期及び発展期においては、循環資源の3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）のための県民や事業者一人ひとりの行動を促進し、循環型社会を支える基盤を充実させるとともに、引き続き廃棄物の適正処理を推進し、環境の負荷が低減された循環型社会の実現に向けた取組を進めます。

【主な事業】

災害等廃棄物処理事業

③ 持続可能な社会と環境保全の実現

復旧期においては、自然公園等の区域内において実施される、社会資本の整備などの各種開発行為に係る規制について、自然環境に配慮しつつも復興の歩みを妨げないよう柔軟な法令運用に配慮するほか、復興に当たっては、環境負荷の少ない社会の形成に向けた取組を進めます。

再生期においては、津波により大きな被害を受けた地域において、今後の自然環境保全のために必要な調査を進めるとともに、引き続き自然エネルギー等の導入や省エネルギーの促進に努め、将来にわたり、環境配慮型のまちづくり形成に向けた準備を進めます。

発展期においては、本県の優れた自然環境等を維持・保全し、人と自然が共生する豊か

で美しい県土を創造するとともに、環境教育、環境学習等を引き続き行い、県民や企業等、すべての主体が環境への負荷の低減を考えて行動し、様々な環境・エネルギー問題に適切に対応することにより、環境配慮と経済発展が両立した持続可能な社会の実現を図ります。

【主な事業】

省エネルギー・コスト削減支援実践事業、新エネルギー設備導入支援事業、環境教育施設等復旧整備事業

(2) 保健・医療・福祉

保健・医療・福祉の分野においては、被災者の健康を守ることを最優先で考えるとともに地域特性や再建後の地域社会の姿を想定しながら、地域における保健・医療・福祉提供体制の回復・充実を図ります。また、震災を共に乗り越えることで更に強まる人と人の絆に基づく支え合いにより、これまで以上に安心して暮らせる地域社会を構築します。このため以下のとおり、「安心できる地域医療の確保」、「未来を担う子どもたちへの支援」及び「だれもが住みよい地域社会の構築」を柱として取組を進めます。

① 安心できる地域医療の確保

復旧期においては、地域医療機能の回復を最優先とし、新たな地域医療像を示します。当面は、避難所及び応急仮設住宅の設置状況に対応させながら、被災者に対する確実な医療の実施に努めます。特に、被災した離島、へき地、漁村等で県民が安心して生活できるよう地域の医師等の協力や広域的な医療連携により、医療提供体制を整備します。また、地域医療の復興を円滑に進めるため、病院・診療所の損壊による医療従事者の流出防止に取り組みます。加えて在宅者に対するきめ細かいケアなどの保健活動を展開し、健康保持と疾病早期発見に最大限努力します。

さらに、復旧期の期間中に、被災市町村のまちづくりの方向性と整合させながら、事業主体との調整を図りつつ、病院、診療所、調剤薬局等の整備を進めます。医師、看護師など医療従事者の確保については、特に被災地を重点的に推進します。

再生期においては、主要な医療機関の施設整備を完了させるとともに、訪問看護等の在宅医療の推進に努めながら、地域における医療提供体制を震災以前の水準まで回復させます。医療資源の有効活用と持続的な医療提供のため、医療機関相互の役割分担と病診連携等により、地域医療の連携体制を充実させます。また、的確な保健活動等により、健康の保持増進、早期の治療、介護の充実を図ります。

発展期においては、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションなどの在宅医療を推進し、既存の医療機関における診療と併せて、多様で臨機応変な医療提供体制を整備します。また、介護予防の取組や病気にかかりにくい健康づくりに力点を置いた保健活動等を充実し、誰もが生涯を通じて健康で暮らせる地域社会づくりを進めます。

【主な事業】

医療施設等災害復旧支援事業、被災地の診療確保事業（仮設診療所整備）、医療従事者

② 未来を担う子どもたちへの支援

復旧期においては，震災で親を失った子どもなど保護が必要な児童を県内の里親や施設等で保護・養育します。また，被災地の子どもの不安を解消するため，巡回相談などにより心のケアの充実を図ります。加えて，当面の生活費等を必要とする母子寡婦世帯に対して，母子寡婦福祉資金の貸付けを行うなど，経済的支援を行います。

さらに，被災者の避難の状況，応急仮設住宅の整備の状況に応じて，保育所，児童館等の応急的な復旧を支援します。

再生期においては，引き続き子どもを養育する家庭等への経済的支援を行います。また，被災市町村のまちづくりと歩調を合わせ，保育所，児童館等の整備を支援するとともに，地域全体で子どもを守り育てる気運を醸成し，子どもが健全に育ち，安全で安心して過ごせる環境を整えます。

発展期においては，子どもがいじめや虐待を受けることなく地域の人々に暖かく見守られ，健やかに，そしてたくましく育ち，また子どもを育てる親が孤立せず安心して子育てをすることができるよう，地域全体で子どもや子育て世帯を支える社会の構築を進めます。

【主な事業】

要保護児童支援事業，子どものこころのケア推進事業，被災保育所等整備事業，母子寡婦福祉資金貸付事業

③ だれもが住みよい地域社会の構築

復旧期においては，被害を受けた特別養護老人ホームや障害者支援施設等を応急的に整備し，入所者に対する施設サービスの回復を図ります。また，被災地域のニーズを踏まえつつ，在宅や応急仮設住宅の高齢者や障害者等が在宅サービス等を受けられるよう，体制の整備を進めます。

さらに，震災によりメンタルヘルスケアを必要とする在宅や避難所等の被災者を幅広くサポートできる相談診療体制の整備を行います。

再生期においては，被災市町村のまちづくりと歩調を合わせ，必要となる入所施設の整備や在宅サービスの確保を行います。また，高齢者や障害者が住み慣れた地域社会の一員として充実した生活を送ることができるよう，地域における支え合いの基盤を整備します。

さらに，被災者のメンタルヘルスをきめ細かく長期的にサポートできる相談診療体制の整備を進めます。

発展期においては，既存制度に基づくサービスに加えて，地域包括ケアシステムや住民主体による地域での支え合いを中心とした地域福祉の取組による支援を積極的に展開し，地域全体で高齢者や障害者，子どもを支え合う，新しい地域コミュニティの構築を目指します。

【主な事業】

心のケアセンター事業，老人福祉施設等災害復旧支援事業，障害福祉関係施設災害復旧支援事業，地域支え合い体制づくり事業，サポートセンター等整備事業，障害者向け住宅整備支援事業，障害者生活再建グループホーム・ケアホーム緊急整備事業，社会福祉施設等災害復旧支援事業，社会福祉法人経営資金貸付利子補給

(3) 経済・商工・観光・雇用

経済・商工・観光・雇用の分野においては，これまでの「富県宮城の実現」に向けた歩みを着実に将来につなぎ，経済基盤を再構築するため，ものづくり産業の早期復興と，商業や観光の再生と賑わいづくり，県民生活を支える雇用の創出を最優先課題として，以下のとおり「ものづくり産業の復興」，「商業・観光の再生」及び「雇用の維持・確保」を柱に，復旧期に施策を重点的に展開し，早期の復興を図ります。

① ものづくり産業の復興

復旧期においては，被災した中小企業者に対し災害復旧関連のあらゆる金融支援を行うとともに，関係機関と連携し企業が抱える様々な課題の解決を支援します。甚大な被害を受けた沿岸部においては，一刻も早い事業再開に向け，速やかにがれき等の撤去を進め，仮設の事務所や工場等についての細やかな支援を行うとともに，既存産業の再生や共同化・協業化も視野に入れた再編と新たな産業振興の方向性を定めながら，地域の産業再生・高度化を目指します。また，比較的被害の少なかった内陸部を中心として，本格的な復興に向け，自動車関連産業や高度電子機械産業等の関連企業等の工場や設備の早急な復旧等を支援するとともに，企業誘致を継続し，地元企業の取引拡大を積極的に進め，本県及び東北のものづくり産業の復興を牽引します。

再生期においては，ものづくり産業の完全復興を目指し，引き続き企業誘致を強化するとともに，自動車関連産業や高度電子機械産業等続く，次代を担う新たな産業の育成・振興を支援します。また，沿岸部の復興と足並みを揃えて，地域特性を十分発揮できるよう本県の産業配置のグランドデザインを再構築し，産業拠点間のネットワーク化を推進します。

発展期においては，これまでの復興をベースに，次代を担う産業の集積や未来のものづくりを担う人材の育成，産業活動の基礎となる道路や港湾等の整備を更に進め，第1次産業から第3次産業までバランスのとれた産業構造の創造や，本県がエネルギーや環境問題等をクリアした，先進的な産業エリアとなるよう取組を進めます。

【主な事業】

中小企業等施設設備復旧支援事業，中小企業経営安定資金等貸付金，小規模企業者等設備導入資金，中小企業高度化事業，被災中小企業者対策資金利子補給事業，中小企業者販路開拓・取引拡大支援事業，被災中小企業海外ビジネス支援事業，KCみやぎ（基盤技術高度化支援センター）推進事業

② 商業・観光の再生

○ 商業

復旧期においては、一刻も早い事業の再開に向け、震災により直接・間接の被害を受けた商業者に対して、災害復旧対策資金の創設をはじめとした融資制度を充実するとともに、経営上の課題解決に向けた相談体制を強化します。また、甚大な被害により商業活動が停止している沿岸部の被災者の生活を支えるため、早急な仮設店舗・共同店舗による事業再開や被災した商店街施設の復旧を支援します。さらに、被災した商工会・商工会議所等の早急な施設の復旧及び体制の強化を図ります。また、被災企業の業務復興の迅速化等を図るため、県内 I T 関連企業を活用した I T 技術導入の支援や、県内 I T 企業等の売上回復のため、市場獲得等に向けた支援を行います。

再生期及び発展期においては、被害が著しい市町村の新しいまちづくりと調和した商業ビジョンの策定を支援するとともに、地域の商店街が賑わいを取り戻し地域経済やコミュニティの核となり発展できるよう、引き続きハード・ソフト両面の支援を実施します。また、少子高齢化や消費行動の変化など、時代の動きに対応した商業の再構築を図るため、コンパクトで機能的な商店街の整備など、先進的な商業の確立を目指します。

【主な事業】

商業活動再開支援事業、商店復旧支援事業、中小企業組合等共同設備等災害復旧費補助金、商店街にぎわい再生戦略事業、被災商工会等施設等復旧支援事業、被災地商工業復興相談支援事業、中小企業経営安定資金等貸付金（再掲）、被災中小企業者対策資金利子補給事業（再掲）、被災中小企業 I T 化支援事業

○ 観光

復旧期においては、観光資源の再生や観光地の正確な情報の発信など、復旧状況に応じた取組を進め、みやぎの観光に「輝き」と「元気」を取り戻します。特に、本県の代表的な景勝地の一つである松島や震災による被害が比較的少なかった内陸部等が中心となり、みやぎの観光の「安全」「安心」を強く国内外に発信し、観光自粛や風評被害の影響の早期払拭に努めます。また、平泉が世界遺産の登録候補となったことなどを契機として、観光復興キャンペーンなど幅広い誘客を図るとともに、新しい観光資源の創出や観光ルートの再構築などにも努め、観光復興に向けた礎を築き上げます。

再生期においては、地域一丸となった観光キャンペーンの実施などを通じて、観光復興の姿を国内外に広く発信し、幅広い地域から観光客や国際会議等を誘致するなど様々な取組を展開します。また、新しい広域観光ルートの構築や戦略的な観光地整備などの取組も進め、交流人口の拡大や観光による地域経済の活性化を図ります。

発展期においては、これまでの観光の取組に加えて、新時代の観光ニーズに対応した体制整備を進めるとともに、県民総参加で、みやぎの特性や魅力を生かした観光振興施策の展開を図り、国内外から多くの観光客が訪れる「観光王国みやぎ」を実現します。

【主な事業】

観光復興キャンペーン推進事業、観光復興イベント開催事業、観光施設再生支援事業、自然公園施設災害復旧事業

③ 雇用の維持・確保

復旧期においては、被災地では従業員の解雇や休業、新規学卒者の内定取消し等の雇用問題が深刻化していることから、一日も早い雇用と生活の安定を目指し、緊急的な対応として、被災した中小企業等の雇用維持の支援、震災による離職者等を対象とした相談窓口の強化や勤労者向け生活資金の融資、さらに、雇用を創出する復興事業などを実施します。

また、被災者や新規学卒者の安定した雇用や就業機会の確保を図るため、合同就職面接会の開催や震災による離職者等を雇用する事業主への奨励金制度などを実施します。さらに、内陸部を中心に比較的早期の復旧が見込まれる自動車関連産業や高度電子機械産業などの分野において、ものづくり産業の復興を担う人材を育成し、雇用の創出に努めます。

再生期及び発展期においては、復興と企業誘致が進むものづくり産業や賑わいを取り戻しつつある観光関連産業などにおいて、雇用の場を数多く創出しながら、産業活動をより活発にしていきます。その中で、就職促進と県内企業の人材確保を図るため、新規学卒者を対象とした企業説明会や職業訓練等を実施します。また、自動車関連産業や高度電子機械産業等続く、次代を担う新たな産業で活躍できる人材を育成し、多様な雇用機会の創出に努めます。

【主な事業】

雇用維持対策事業、勤労者地震災害特別融資制度、緊急雇用創出事業、緊急雇用対策訓練（特別コース）、被災者等再就職支援対策事業、被災新規学卒者就職支援対策事業、被災者等再就職促進事業、新規高卒者就職促進事業、復旧・復興関連公共事業

（４）農業・林業・水産業

農業・林業・水産業の分野においては、水産業の壊滅的な被害をはじめ、沿岸部全域を中心に甚大な被害を受けたことから、地域経済を牽引する新たな成長産業へとステップアップするために、農林水産業の振興方針の抜本的な見直しによる早期復興を目指すとともに、木材産業の再建や食産業の一層の振興を図ります。このため「魅力ある農業・農村の再興」、「活力ある林業の再生」、「新たな水産業の創造」、及び「一次産業を牽引する食産業の振興」を柱として、再生・発展に向けた取組を強化します。

① 魅力ある農業・農村の再興

復旧期においては、沿岸部のがれきの撤去や除塩、損壊した用排水施設や園芸施設の復旧を最優先で進めます。甚大な被害を受けた地域においては、被災前の土地利用や営農計画を抜本的に見直し、全く新しい発想による広域的で大規模な土地利用や効率的な営農方式の導入、法人化や共同化による経営体の強化、防災対策などを意識したゾーニングなど、

新たな時代の農業・農村モデルの構築を目指します。比較的被害の少なかった地域においては県民生活に必要な食料の確保や、沿岸地域の農業者の就農の受け皿となるなど、県全体で農業生産を維持します。

再生期においては、効率的な農業の展開や稲作から施設園芸への転換、畜産の生産拡大などととも、6次産業化を積極的に進めます。また、効率的かつ安定した農業経営が行えるよう法人化や共同組織化を推進するとともに、他産業からの新たな担い手の参入や雇用労働力の確保を支援します。さらに、防災対策や景観を意識した農村形成や、都市近郊農業の再生を推進します。

発展期においては、団地的な生産基盤や効率的な生産体制を整えるとともに、経営規模の拡大や6次産業化、農業・農村を力強く支えるサポーターとなる都市住民等との交流を一層推進することによって、農業経営の強化・発展と農村の活性化を図ります。

【主な事業】

東日本大震災災害復旧事業（県営災，農地災，施設災），農林水産業共同利用施設災害復旧事業，東日本大震災農業生産対策事業，東日本大震災農林業災害対策資金利子補給事業，天災資金利子補給，農地災害復旧関連一括農地管理事業，共同生産畜舎等施設整備支援対策，経営再建家畜導入支援事業，大型園芸団地復興対策事業，JA等リース機械施設導入支援事業，耕作放棄地活用支援事業

② 活力ある林業の再生

復旧期においては、県産材の主要な供給先である沿岸部の合板製造業や製材業などが甚大な被害を受けたことから、これら木材産業の早期再建を進め、生活基盤の復旧・復興に必要な木材製品の安定供給を図るほか、津波により喪失した海岸防災林の復旧を進めます。

再生期及び発展期においては、住宅や公共施設の再建等による木材需要の増大に対応するため、木材製品の安定供給に向けた取組を支援するとともに、生活基盤の回復を促進します。また、林業・木材産業経営の一層の効率化を進め、経営力強化を図るとともに、効率的な森林整備を進めます。

【主な事業】

林業・木材産業施設早期再開支援事業，林道施設早期復旧事業，治山施設災害復旧事業（海岸施設含む），防災林造成事業，木質がれき等バイオマス利用促進事業，山林種苗生産再建支援事業，被災施設再建支援事業

③ 新たな水産業の創造

復旧期においては、早期再開を図るため、水産加工など関連産業が集積する主要漁港の応急整備や、漁場回復のためのがれき撤去や水産物の安全性を担保する調査、優先的に再開させる沿岸漁業拠点の復旧を最優先で実施します。また、被災した漁業者の生活・経営再建を漁業団体などと連携しながら強力に支援します。水産業は壊滅的な被害を受けたことから、水産業集積拠点の再構築、漁港の集約再編及び強い経営体づくりを目指します。

再生期においては、水産業集積拠点における水産加工業などを含めた拠点全体の本格操業を進めるほか、集約再編する漁港の整備とまちづくりを本格化させます。また、家族経営など零細な経営体の共同組織化や漁業会社など新しい経営方式の導入を進め、経営の安定化・効率化を目指します。さらに、養殖施設については共同化などによる再整備を進めるとともに、安全・安心な種苗の安定供給を図ります。

発展期においては、集約再編に伴い高度化・効率化が進んだ漁港において水揚げを本格化させるとともに、新たな経営組織において規模拡大や6次産業化などにより収益性の向上を図り、競争力と魅力ある水産業を目指します。また、水産加工業においても新商品開発や設備投資を促すことにより、水産都市・漁港地域全体の活性化を推進します。

【主な事業】

漁船漁業構造改革促進支援事業、みやぎの漁場再生事業、天災資金利子補給、小型漁船及び定置網共同化推進事業、栽培漁業関連復興支援事業、養殖業再生事業、共同加工場等施設整備支援、漁場標識設置支援事業、魚市場緊急整備支援事業、水産業災害対策資金利子補給事業

④ 一次産業を牽引する食産業の振興

復旧期においては、沿岸部の水産加工業者を中心に復旧に向けた取組から営業再開に向けた原料調達や販促活動まで一貫した支援を行います。また、商談会や様々なPR活動等を通じて事業者の販売促進活動を支援し、被災による消費需要の落ち込みや風評被害に対処します。

再生期及び発展期においては、県内で生産・水揚げされた農林水産物と食品製造業を結びつけるため、流通体系を再整備するとともに高付加価値化やブランド化を推進し、本県農林水産物の生産を力強く牽引する食産業を構築します。

【主な事業】

地域イメージ確立支援事業、みやぎの園芸・畜産物消費拡大事業、物産展等開催事業、農商工連携加速化プロジェクト、県産ブランド品確立支援事業、県産農林水産物等輸出促進事業、食品加工原材料調達支援事業、県産農林水産物等イメージアップ推進事業、県産農林水産物・食品等利用拡大事業

(5) 公共土木施設

公共土木施設の分野においては、復興を支える重要な基盤であることから、広範囲な地盤沈下などへの対応を含め、引き続き「次世代に豊かさを引き継ぐことのできる持続可能なみやぎの県土づくり」の理念のもと、県民の命と生活を守るため、震災前以上に災害に強く、豊かな県土づくりを目指して取り組んでいきます。

復旧期においては、一日でも早く安全・安心な県民生活を取り戻すため、被災した公共土木施設やライフラインの機能を早期に回復させます。また、今回の大震災では、大きな揺れにより被害を受けた内陸部と津波により浸水被害を受けた沿岸部とでは、被災の形態が大き

く異なるため、それぞれの被害の特性に応じた施設復旧に取り組んでいきます。特に、津波により壊滅的な被害を受けた沿岸部では、多くの県民の尊い命が失われ、多くの県民が生活の場を失ったことから、こうした被災を教訓に、適正な土地利用への誘導を図るとともに、施設復旧に当たっては、原形復旧にとどまらず、地震や津波による被災事象の工学的・技術的な検証を行い、被災後も一定の機能を維持するよう十分に配慮するなど、壊滅的なダメージを回避する粘り強い県土の構造となるよう整備を進めます。

再生期においては、引き続き、一層災害に強い県土とするための公共土木施設の整備を着実に推進します。この時期は、将来に向けて公共土木施設を再生し、新たな県土づくりを軌道に乗せるため、沿岸部の新しいまちづくりと併せて、道路、港湾、空港などの県土の骨格となる重要な交通インフラの整備を着実に進めるとともに、河川・海岸などの県土保全施設や上下水道などのライフラインについても、防災機能の強化や充実を図るための施設整備を推進します。

発展期においては、震災前を越えて、我が国をリードする先進的な防災・減災機能を備えた県土づくりを目指します。加えて、沿岸市町の新しいまちづくりの進展と併せて、福祉、環境、観光など多様な分野と連携のもと、ハード・ソフト一体的な公共土木施設の整備・利活用の充実を図ることにより、震災前よりも豊かで、未来に誇れる強く美しいみやぎの県土づくりを実現します。

以上の方向性を踏まえ、「道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進」、「海岸、河川などの県土保全」、「上下水道などのライフラインの復旧」及び「沿岸市町をはじめとするまちの再構築」を柱として復興へ向けた取組を進めます。

① 道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進

○ 道路

復旧期においては、基幹的役割を果たす緊急輸送道路の通行規制を早期に解除するとともに、空港や港湾などの広域交通拠点へのアクセス道路の本格復旧や市町村道の復旧支援を行います。また、津波被害の影響を受けることなく通行が可能であった沿岸部の高速道路については、防災道路としての位置づけをより明確にし、整備を促進するとともに、地域連携を強化する地域高規格道路整備や離島振興など、県土の復興につながる事業を着実に進めます。さらに、高盛土の仙台東部道路や常磐自動車道が津波への防御効果があったことを踏まえ、沿岸部においては、まちづくり計画と併せて、域内の幹線道路のうち可能な区間において、高盛土構造にするなど、防災・減災機能を備えた防災道路について検討し、整備に着手します。

再生期においては、沿岸部の高速道路の整備を促進するとともに、防災や復興に向けた道路として機能を果たす新たな幹線道路ネットワークの整備を促進するとともに、橋梁など、施設の耐震化・長寿命化対策を着実に推進します。

発展期においては、沿岸部の幹線道路や県際道路などの整備を更に進め、県内の高速道路を含めた基幹的幹線道路ネットワークを充実・強化します。

【主な事業】

公共土木施設災害復旧事業〔道路〕，高規格幹線道路整備事業，地域高規格道路整備事業，道路改築事業，道路維持修繕事業，橋梁耐震化事業，離島振興事業〔道路〕

○ 港湾，空港

復旧期の港湾においては，物流，生産などの港湾機能の早期回復と併せて，災害時における港湾機能の相互補完の視点も踏まえて，港湾関連企業等の早期の業務再開を支援するための取組を展開します。また，産業や観光振興の観点からも，まちづくりと整合を図りつつ，港湾機能の復旧を進めます。空港においては，災害に強い空港への再生を図るとともに，官民一体となって，国内外の航空ネットワークの再構築を図ります。また，旅客ターミナルビル等が果たしている地域防災拠点としての機能充実も検討します。さらに，重要な交通インフラである空港アクセス鉄道については，早期に運行が再開され，将来に向かって安定的に運行できるよう支援を行います。

再生期においては，港湾及び空港を東北全体の復興を先導する重要な交通基盤と位置づけ，当期内に震災前以上の状態に回復することを目指します。このため，港湾機能の充実を図り，被災市町の復興を支援するための施設整備を推進するとともに，港湾関連企業等と連携して，積極的に港湾利用の促進を図ります。また，空港では，国内外の航空ネットワークの充実に取り組むとともに，災害時における物資や人員の輸送拠点としての空港機能を強化します。

発展期においては，本県のみならず東北全体の発展を牽引するため，東北への一層の産業集積と港湾物流の増加に対応し，新たな施設整備や港湾利用を促進するためのポートセールスを着実に実施します。また，空港では，国内外の航空ネットワークの更なる拡大に取り組むとともに，空港の機能充実を図り，より多くの方々に利用していただくことで，東北全体の発展を支えていきます。

【主な事業】

公共土木施設災害復旧事業〔港湾〕，港湾施設整備事業，港湾機能回復支援事業，仙台空港災害復旧事業，仙台空港整備事業，仙台空港アクセス鉄道復旧支援事業

② 海岸，河川などの県土保全

復旧期の海岸においては，津波により海岸線が変化している箇所や地殻変動により大きく地盤沈下した沿岸部を高潮や波浪から防御するため，被災した海岸保全施設について，緊急復旧対策を実施します。本格復旧に当たっては，沿岸市町のまちづくりと連携しながら，堤防強化対策として，背後地の防潮林等の整備に併せて，堤防幅を拡張するなど，被災教訓に基づく新しい発想による海岸保全施設の構造形式を検討し，整備に着手します。河川においては，所要の流下断面を確保するため，河口や河道を埋そくしている震災に由来する大量の土砂や災害廃棄物を除却するとともに，洪水による二次災害を防止するため，決壊した河川堤防等の応急復旧を早急に完了させたいうで，本格復旧に着手します。特に，地盤沈下等により，洪水被害のリスクが高まった低平地においては，総合的な洪水防御対

策を検討した上で着手します。

再生期，発展期の海岸においては，沿岸市町のまちづくりと連携した海岸保全施設の整備を着実に推進するとともに，河川においても，治水安全度のさらなる向上を図るための整備を促進します。

【主な事業】

公共土木施設災害復旧事業〔海岸・河川・砂防〕，海岸改良事業，河川改修事業，河川総合開発事業〔ダム〕，砂防激甚災害対策特別緊急事業，砂防事業，情報基盤整備事業

③ 上下水道などのライフラインの復旧

復旧期の下水道においては，機能が停止している流域下水道の3処理場（仙塩，県南，石巻東部）の簡易処理機能を早急に整備したうえで，今回の津波被害や地震への対策等も十分に考慮しながら抜本的な施設復旧を当期内に完了します。また，水道や工業用水道については，供給の早期再開を最優先とした緊急工事を行いながら，正常に機能させるための本格復旧に着手するとともに，甚大な被害を受けた沿岸市町の水道施設の早期復旧を支援します。

再生期，発展期の下水道においては，下水汚泥をエネルギーとして再利用するなど，エネルギー循環型の下水道システムを構築します。また，水道や工業用水道については，被災した受水市町村や受水企業の復興状況を踏まえつつ，管路の耐震化や更新事業を進めるとともに，緊急時のバックアップ体制の整備を推進します。

【主な事業】

公共土木施設災害復旧事業〔下水〕，流域下水道事業，広域水道施設災害復旧事業，工業用水道施設災害復旧事業，水道施設復旧事業

④ 沿岸市町をはじめとするまちの再構築

復旧期においては，壊滅的な津波被害を受けた沿岸市町において，関係市町との連携を図りながら，新制度の導入も視野に入れつつ，それぞれの被災地域に応じた新しいまちづくり事業に着手します。

再生期においては，関係市町との適切な役割分担のもと，新しいまちづくりを促進します。

発展期においては，新生市街地の完成を目指し，関連する公共土木施設を概成するとともに，医療福祉政策や環境政策をはじめ，地域固有の観光資源を活用した観光振興など，多様な分野と連携した公共土木施設の整備・利活用策を推進し，県民の暮らしの豊かさを一層向上させます。

【主な事業】

復興まちづくり計画策定支援事業，公共土木施設災害復旧事業〔道路，港湾，河川，海岸，砂防，都市施設〕，組合区画整理災害復旧支援事業，港湾整備事業，漁港整備事業

(6) 教育

教育の分野においては、将来の宮城の発展に向け、家庭・地域・学校の協働のもと、未来を担う子どもたちが、夢と志をもって、安心して学べる教育環境を確保するため、以下のとおり「安全・安心な学校教育の確保」、「家庭・地域の教育力の再構築」及び「生涯学習・文化・スポーツ活動の充実」を柱として取組を進めます。

① 安全・安心な学校教育の確保

復旧期においては、震災で被害を受けた学校施設の復旧を急ぐなど教育機会の確保に努めるとともに、経済的に就学困難な児童生徒に対する奨学資金貸付の拡充等や、通学困難な児童生徒に対する交通手段の確保を図るなど、安心して就学できる環境を整えます。また、スクールカウンセラーなど専門職員の派遣等により、児童生徒の心のケアにきめ細かく対応するとともに、被災地区の学校を中心に教職員などの人的体制を強化し、生徒指導・進路指導や教育相談の充実に努めます。

さらに、児童生徒には、生命の尊さや自らが社会で果たすべき役割を主体的に考えるよう促すなど、より良く生きる態度を育みます。また、私立学校に対しても、児童生徒が安心して教育を受けられるよう同様の就学環境の整備に向けて支援します。

再生期においては、児童生徒の心のケアや、教職員などの人的体制の強化に引き続き取り組むとともに、甚大な被害を受けた県立高校について、各地域の復興の方向性などを踏まえ、計画的に校舎の改築等を行います。

さらに、高校が地域の復興の担い手の一つとなるよう、地域との役割分担と連携を強化するとともに、復興を支える人づくりに努めます。また、県内企業の復興に合わせ、児童生徒の職場体験やインターンシップの充実を図り、「学ぶことの意義」を実感させながら、本県独自の「志教育」を推進します。

発展期においては、様々な体験・文化活動等の推進を通じて、規範意識の醸成やコミュニケーション能力の育成を図るほか、教育相談の充実や関係機関が連携したネットワークの構築などにより、幼稚園から高等学校までそれぞれの学校教育環境の充実に取り組みます。

さらに、今回の震災の経験を生かした防災教育や小・中・高等学校を通じた系統的な「志教育」の充実、児童生徒の確かな学力の定着・向上に努めるなど、郷土の発展を支える人づくりに取り組みます。

【主な事業】

県立学校施設災害復旧事業、県立学校教育施設等災害復旧事業、公立大学法人宮城大学災害復旧事業費補助事業、被災児童生徒等就学支援事業、高等学校等育英奨学資金貸付事業、県立高校通学手段緊急確保事業、私立学校授業料等軽減特別補助事業、被災児童生徒就学援助事業、教育相談充実事業、高等学校スクールカウンセラー活用事業

② 家庭・地域の教育力の再構築

復旧期においては、家庭・地域・学校が協働し、それぞれの教育力を発揮しながら、地域全体で子どもを育てる体制を早急に整えます。また、各学校の学校安全担当教員の人的体制の強化に努めるとともに、震災で親を失った子どものいる学校にソーシャルワーカーを派遣し、地域と連携して見守る体制を構築するなど、児童生徒が安全で安心して生活できる環境を整備します。

再生期においては、保護者が安心して復興活動に取り組むことができるよう、地域全体で子どもを育てる体制を強化します。また、地域住民・企業・NPO等の参画やジュニアリーダーの協力を得ながら、地域のボランティア活動などの体験活動の充実に取り組みます。

さらに、子どもの危険回避能力の向上のため、安全・防犯教室等を開催するとともに、学校安全ボランティア（スクールガード）を拡充するなど、地域ぐるみで学校安全の確保に努めます。

発展期においては、家庭教育や子育て、学習機会に関する情報を積極的に提供し、地域で子育てを支援する人材の育成と企業等の子育て環境づくりの支援などを通じて、家庭の教育力の向上を図ります。また、家庭・地域・学校がそれぞれの役割の重要性を認識し、相互に連携し支え合いながら、子どもの成長を社会全体で支えていく仕組みづくりを進め、様々な世代との交流や自然・社会体験活動などを積極的に展開することで、子どもたちの豊かな心・社会性・自ら考え行動する力・国や郷土を愛する心などを涵養し、社会の発展を支える人づくりを推進します。

③ 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実

復旧期においては、震災で被害を受けた社会教育・体育施設の復旧を急ぎ、今後の住民主体による地域づくりに向けた生涯学習活動などを支援します。また、震災で被害を受けた貴重な文化財の修理・復元や歴史・民族資料の保全に努めます。

再生期においては、地域住民の自立的なまちづくり活動を促進するとともに、学校施設と社会教育施設間の連携・協力体制の再構築を促し、災害に強い地域のコミュニティセンターとして機能強化を図ります。また、住民主体による自立的復興を目指す生涯学習活動を支援し、県内すべての地域において主体的・自発的に学ぶことができる多様な学習機会の提供に努めます。

発展期においては、県民だれもが、生涯にわたって自分を磨き、豊かで生き甲斐のある生活を送ることができるよう、県民のニーズに対応した学習機会の提供や、その成果を生かす機会を充実させるとともに、地域の教育資源である人材の発掘や、生涯学習指導者及び地域づくり活動のリーダーの育成に努めます。また、文化芸術活動の発表や交流の場を提供し、県民の創作・研究等創造的な活動を支援するとともに、郷土の伝統的な文化芸術や文化財を県民共有の財産として、保存と継承、発展を図り、文化芸術のかおり高い地域づくりを強力に推進します。

さらに、地域や年齢・性別、障害の有無等に関わらず、だれもがスポーツに親しめるよう、スポーツ環境の充実強化に努め、いつまでも健康で明るく活力に満ちた生活を送るこ

とができる県民総スポーツ社会の実現を図ります。

【主な事業】

公立社会教育施設災害復旧事業，私立博物館災害復旧事業，県民会館施設整備事業，指定文化財等災害復旧支援事業，無形民俗文化財再生支援事業，社会体育施設災害復旧事業

(7) 防災・安全・安心

防災体制の分野においては，県民生活の安全・安心を守る社会基盤である防災機能や治安体制の回復，充実・強化を図るとともに，災害時の連絡通信手段の確保や大規模な津波への備えを重視した広域防災体制を構築するため，以下のとおり「防災機能の再構築」，「自助・共助による市民レベルの防災体制の強化」，「大津波等への備え」及び「安全・安心な地域社会の構築」を柱として復興に向けた取組を進めます。

① 防災機能の再構築

復旧期においては，地域防災の担い手となる消防団や水防団などの再整備を支援するほか，災害対策の拠点となる庁舎，車両及び情報インフラの早期復旧を図ります。特に，災害時における連絡通信を確保するため，衛星通信などの通信手段を組み合わせた災害に強い通信ネットワークを構築します。また，今後の災害に備えた食糧等の備蓄を進めるとともに，津波被害地域においては，応急的な復旧が必要なことから，当面の措置を講じます。

さらに，これらの復旧整備に当たっては，被災市町村の意向や専門家の意見を踏まえ，関係機関連携のもと，被災市町村のまちづくりの方向性と整合させながら，建設場所の選定や再建整備に向けた必要な支援を行います。

なお，女川原子力発電所周辺地域に対しては，応急的な監視・防災体制を早急に構築するとともに，関係市町などの意向を踏まえ，災害に強い放射能等監視施設及び原子力防災対策拠点施設の再建整備を図ります。また，地震や津波対策など原子力発電所の安全対策について，地元市町と連携しながら国や電気事業者に要請していきます。

再生期においては，災害対策の拠点となる施設や災害に強い情報通信基盤等の整備を完了し，防災機能を震災以前の水準以上に回復するとともに，広範囲にわたる大規模災害に迅速かつ効果的に対応するため，消防資機材の共有化や消防本部間の連携強化を促進するほか，市町村における消防組織の統合を含めた広域的な消防力の再構築の取組を支援します。また，自衛隊をはじめとする国の機関や他都道府県との連携による効果的な災害対策活動の確立や公立学校の地域防災拠点機能の強化を図り，官民が連携して取り組む効率的な避難所運営の仕組みを構築するとともに，関係機関の協力を得ながら災害時の医療体制の確保や災害時要援護者への的確な支援方法の確立に努めるほか，非常事態を想定した原子力防災訓練を実施します。

発展期においては，様々な自然災害等を想定し，再構築された防災機能を最大限活用した実践的な防災訓練や避難訓練の定着を図るとともに，災害に備えての食糧，日用品，燃料等の一定量の備蓄，供給体制についても官民あげて取り組み，大規模災害への備えを整

えます。また、自治体庁舎被災時のバックアップ機能を視野に入れた自治体クラウドの導入を推進します。

【主な事業】

災害情報通信基盤強化事業（地デジ共聴施設・コミュニティFM）、石油コンビナート等防災対策事業、防災ヘリコプター整備事業、情報伝達システム再構築事業

② 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化

大規模災害が発生した場合、公共の防災機関だけでは、対応は困難であり、住民による自助・共助の防災対応が必要となります。木造住宅の耐震化を推進するほか、「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念のもと自治会や町内会など地域住民等で組織される自主防災組織の活動が重要となることから、復旧期から再生期においては、今回の震災の記憶と教訓を語り継ぐ場の設置を通して住民意識の醸成を図るとともに、市町村と連携して組織づくりやリーダーの育成を推進するなど、活動の充実に向けた支援を行います。

発展期においては、各地域で組織された自主防災組織と公共の防災機関が連携し、各種の自然災害を想定した実践的な防災訓練、避難訓練等を通じて、地域全体で防災に取り組む体制を確立します。

【主な事業】

木造住宅等震災対策事業、防災リーダー養成事業

③ 大津波等への備え

復旧期においては、大規模地震の発生時に海岸や河川等の危険区域において迅速かつ適切な避難行動がとれるよう防災教育を推進するほか、市町村や関係機関と連携して、様々な機会を通じて県民の防災意識の醸成を図ります。また、より詳細で実用に則した、市町村のハザードマップ整備を支援するとともに、被災市町のまちづくりの方向性と整合を図りながら、大津波でも被害に遭わないように、住宅や公共施設等を高所へ移転誘導するなど、抜本的な津波対策の推進を図ります。

再生期においては、総合的な津波対策がとれるよう情報伝達システム等の整備を進めるとともに、公共施設や民間等の協力で整備される高所津波避難施設の確保支援や、避難場所案内板の設置支援など、被災市町のまちづくりと歩調を合わせ、ハード面における津波避難対策の推進に努めます。また、これまで進めてきた避難施設等の特定建築物や県有建築物の耐震化を完了します。

発展期においては、整備されたソフト対策とハード対策を有機的に活用し、行政や自主防災組織などが連携した、効果的な津波避難対策を確立します。

【主な事業】

木造住宅等震災対策事業

④ 安全・安心な地域社会の構築

今回の震災では、沿岸部を中心に警察署，交番，駐在所等の警察施設や緊急車両等装備品が壊滅的な被害を受けるなど，治安維持に必要な体制整備が急がれていることから，復旧期においては，警察施設の早期回復に併せ，警察施設に防災拠点としての機能を持たせるなどの機能強化を図るとともに，緊急車両等装備品の補充・確保や被災地を中心としたパトロール活動を強化するための体制整備を速やかに行い，防犯及び安全かつ円滑な交通環境に配慮した安全・安心な地域社会の構築を図ります。

再生期及び発展期においては，防犯及び安全かつ円滑な交通環境に配慮したまちづくりや地域コミュニティの再生に併せた防犯ボランティア活動を促進するなど，引き続き安全・安心な地域社会の構築に努めます。

【主な事業】

交通安全施設復旧整備事業，緊急輸送交通管制施設整備事業，各種警察活動装備品等整備事業

7 沿岸被災市町・県全体の復興のイメージ

(1) 沿岸被災市町の復興のイメージ

県内35市町村（13市21町1村）すべてが地震による被害を受けましたが、とりわけ本県沿岸部に位置する8市7町（気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町）については、地震による被害に加え、大規模な津波により、更に甚大な被害を受けており、原形復旧による復興は極めて困難な状況にあります。

被害の内容や程度は被災市町によりそれぞれ異なりますが、沿岸被災市町の復興の姿を描く上で、広域的な観点から、沿岸被災地域をおおむね「三陸地域」、「石巻・松島地域」、「仙台湾南部地域」に3区分し、基本的な復興のイメージを示します。

また、環境、保健・医療・福祉、教育など、県民の生活に直結する分野についても、「分野別の復興の方向性」に掲げた全県的な施策展開の中で、被災沿岸地域の状況に配慮して重点的に事業を実施し、地域社会の復興に取り組みます。環境分野においては、持続可能な社会に向けて、地域環境に適合した再生可能エネルギーの積極的利用によるエコタウンの形成を進めます。保健・医療・福祉分野においては、医療・福祉施設等の適正配置や人材の育成・確保、ICTなどの先端技術等を活用した機能連携を進めるとともに、地域住民による支え合いの取組を広めることで、保健・医療・福祉提供体制をハード・ソフト両面から充実し、住民が共に支え合いながら、健康で安心して暮らせる地域社会を形成します。教育分野においては、教育環境の整備と防災教育の充実、そして今回の被災によって地域社会との関わりについて子どもたちが経験したことを踏まえて、志教育を推進していきます。

被災市町が復興を果たしていくためには、まちづくりの主体である各市町が地域住民と合意を形成しながら復興の姿を具体的に描いていくことが必要です。県では、県と市町の復興計画の整合性を図りながら、このような市町の取組を継続して支援していきます。

【三陸地域】

三陸地域は、北上山地と海岸部に延びる斜面・丘陵地が大半を占め、平地が少ない地形となっています。今回の津波では、津波規模が大きかったことから、過去に何度も津波の被害を受け津波防災意識の高い地域であったにもかかわらず、多くの人命が失われました。また、水産業関連の生産・産業基盤も壊滅的被害を受けました。

復興まちづくりは、津波による再度災害の防止や地盤沈下に伴う冠水被害を解消するため、基本的には高台移転・職住分離や防御施設を併用することとし、水辺空間の活用については、避難路や避難ビルを確保した上で漁港地域を中心に産業・観光・公園ゾーンを整備していきます。このような地域づくりには、三陸縦貫自動車道を気仙沼市まで延伸し、沿岸部の高速交通ネットワークを完成させることが極めて重要であることから、早期の整備を促進していきます。

産業については、三陸地域の基幹産業である水産業を中心とした産業の集積を図るとともに、漁港は集約・再編することとし、水産業振興の効率化・重点化を図ります。また、三陸

の自然を活かした観光産業の振興を図るとともに、花き等の園芸振興や共同化による肉用牛の生産拡大を図ります。

【石巻・松島地域】

石巻・松島地域は、海域が三陸南沿岸と仙台湾沿岸にまたがり、平地が少ない三陸地域と平地が海岸背後に広がる仙台湾南部地域の両地域の特徴をあわせ持っています。今回の津波では、入江となっている地域において、漁港等が大きな被害を受けるとともに内陸部まで津波が到達し、多くの人命が失われました。また、平地が広がる石巻港周辺地域においては、石巻港と隣接する素材加工産業等や下水道浄化センター等の公共施設が大きな被害を受けました。

復興まちづくりは、津波による再度災害の防止や地盤沈下に伴う冠水被害を解消するため、基本的には高台移転・職住分離により行い、高台の確保が困難な地域では、堤防の嵩上げや高盛土構造の道路・鉄道により津波から多重的に防御することにより行います。また、石巻港周辺部については、堤防、道路などにより津波被害を最小限に防ぐ土地利用を推進します。

産業については、石巻地域を中心とする産業集積地では、製紙業、木材加工産業などの地域の重要産業を更に振興するとともに、漁港地域を中心とした食品加工業などの産業集積や地域全般での高度電子機械産業のさらなる集積を図ります。また、松島や牡鹿半島などの観光資源を活用し観光産業の振興を図ります。さらに、農業については、施設園芸の振興や業務用野菜の生産を拡大するとともに、酪農や肉用牛の振興を図ります。

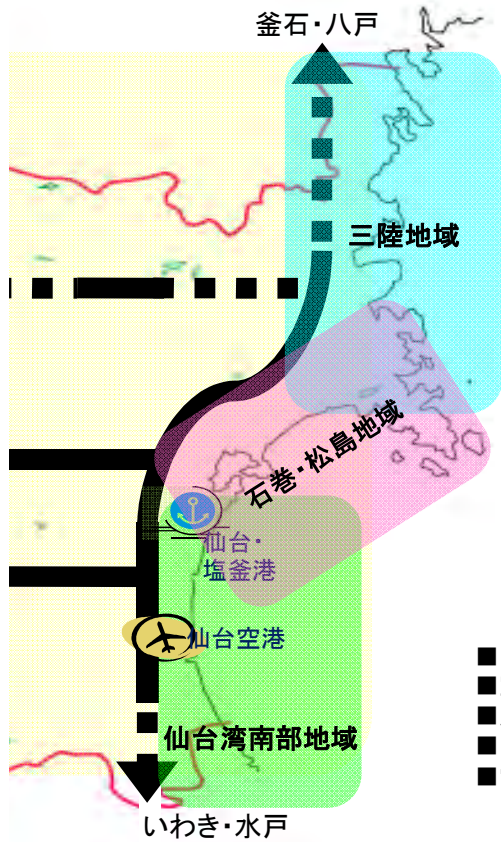
【仙台湾南部地域】

仙台湾南部地域は、なだらかな海岸線の背後に平地が広がる地形となっています。今回の津波では、海岸線から仙台東部道路や常磐自動車道付近までの広い範囲で津波被害が発生し、多くの人命が失われるとともに、物流拠点である仙台塩釜港、仙台空港、下水道浄化センター、工業団地、農地等が大きな被害を受けました。

復興まちづくりは、平地が広がる地形であることから、基本的には津波を第一線で防御する海岸堤防や防災緑地の整備と併せて、高盛土構造の道路・鉄道により多重的に防御することにより行います。特に、常磐自動車道は今回の津波に対し堤防としても大きな役割を果たしたことから、早期の全線開通を促進します。また、地盤沈下等により、洪水被害のリスクが高まった低平地においては、総合的な治水対策により、住居や産業経済基盤の防御を図ります。

産業については、仙台塩釜港、仙台空港などの港湾空港施設と常磐自動車道・三陸縦貫自動車などの交通ネットワークを活用し、高度電子機械産業などのさらなる立地と物流拠点の形成を促進します。また、平地部で広く行われてきた農業については、施設園芸や露地野菜の振興、水田経営の大規模化や畜産の生産拡大を図るとともに、都市近郊の特性を活かした6次産業化を含めた農業の高付加価値化を進めます。

沿岸部イメージ図

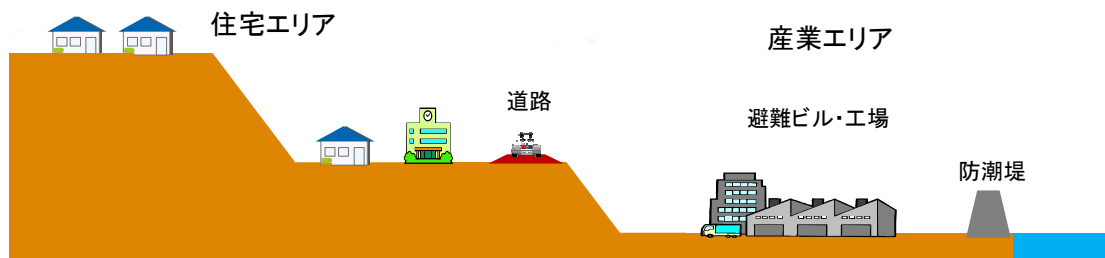


- 高台移転・職住分離
- 漁港の集約・再編, 水産加工品のブランド化, 6次産業化
- 三陸の自然を活かした観光振興
- 三陸縦貫自動車道の整備促進

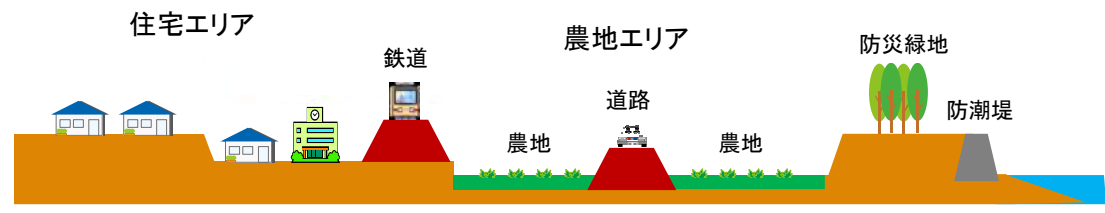
- 高台移転・職住分離
- 多重防御
- 漁港の集約・統合, 産業の集積・高度化
- 松島・牡鹿半島などを活かした観光振興

- 多重防御
- 空港・港湾を活かした物流機能, 産業立地の推進
- 農地集約, 6次産業化
- 国営公園・防災緑地の整備
- 常磐自動車道の整備促進

高台移転・職住分離(イメージ)



多重防御(イメージ)



(2) 県全体の復興のイメージ

県では、平成19年3月に「宮城の将来ビジョン」を策定し、「富県共創！活力とやすらぎの郷づくり」を県政運営の理念とし、政策推進の基本方向として「富県宮城の実現」「安心と活力に満ちた地域社会づくり」「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」を掲げ、14の政策と33の取組を推進してきました。

「宮城の将来ビジョン」においては、10年後に目指す姿（将来像）として、「県民一人ひとりが、美しく安全な県土にはぐくまれ、産業経済の安定的な成長により、幸福を実感し、安心して暮らせる宮城」「宮城に生まれ育った人や住んでいる人が活躍の機会にあふれ、国内からも国外からも人を引きつける元気な宮城」としています。

県では、震災からの復興を行財政運営の最優先事項として取り組んでいきますが、震災復興における政策・施策は、このような本県の将来的な姿を、震災を乗り越えながらも実現すべき目標として展開していきます。

今回の震災被害は沿岸被災市町において甚大でしたが、内陸部においても住宅や公共施設、産業施設、文化財などに大きな被害が生じています。内陸部の被害も含め県全域でこのような被害を早期に復旧・復興し、県民生活の充実や産業のさらなる集積に努め、本県の発展を具体化していくことが求められます。

そのためには、これからの県民生活のあり方を見据えて、県全体の農林水産業・商工業・製造業のあり方や公共施設・防災施設の整備・配置などを抜本的に「再構築」することにより、最適な基盤整備を図る必要があります。

震災被害の発生という大きな状況の変化はありましたが、被災市町のみならず、県全域で、県民の将来を見据えた上で必要な政策・施策に可能な限り取り組み、「宮城の将来ビジョン」に掲げた県全体の将来の姿の実現を目指しつつ、内外の期待に応えられる復興モデルを構築します。

8 県の行財政運営の基本方針

(1) 徹底した復興事業へのシフト・重点化

現下の県の最優先課題は震災からの一日も早い復興です。県政の停滞を招くことのないよう、県民に必要不可欠なサービスの安定的供給と事業の着実な実施に配慮しながら、事務事業全体について大胆な見直しを行うことにより、可能な限り財源と人材を復興事業へ集中させ、重点的に取り組んでいきます。

(2) 財源確保対策

復興のためには、国、他都道府県、他市町村、民間からの人的・物的支援が何よりも重要であり、特に災害復興交付金や地方交付税などの国による財源措置が必要不可欠です。これらの財源措置について国に対し強く働きかけ、復興のための財源を確保します。また、県ではこれまで独自課税（「みやぎ発展税」、「みやぎ環境税」、「産業廃棄物税」）を行い、関連施策の推進と加速化を図ってきたところですが、これらの税収については、課税目的に則して利活用を進めていくとともに、制度趣旨を損なわない範囲で復興のための経費にも充当し、活用していきます。

(3) 事業展開の考え方

本計画には、本県が「復旧」にとどまらず、更に発展した宮城を「再構築」する上で効果的と思われる主な事業を掲げています。これらの事業の実施に当たっては、既存の制度の枠組みに捕らわれない柔軟な制度創設・変更や、本県の財政力を大幅に上回る財源の確保など、国や民間による強力な支援が大前提となります。

県では、国に対し、復興に必要となる様々な提案・要望を行っていますが、復興に向けた10年の間、その時々で必要な制度や財源措置の変化も踏まえながら、継続的に国に支援を求めていきます。また、民間の知恵・力の積極的な活用を図ります。これらの支援を土台として宮城の再構築に必要な個別事業を実行に移していきます。